

東北地域知財戦略推進計画 2018

**2018年3月
東北地域知財戦略本部**

目 次

| | |
|-----------------------------|------|
| 第1章 総論 | |
| 1. 背景・趣旨 | … 3 |
| 2. 東北地域知財戦略本部設置の経緯と役割 | … 4 |
| 第2章 東北地域における知的財産を取り巻く状況 | |
| 1. 域内経済・産業構造の現状と知的財産 | … 7 |
| 2. 知的財産を取り巻く状況 | … 8 |
| 3. 各県・各組織における知的財産への取組 | … 14 |
| 4. 第3期の知財推進計画のレビュー | … 16 |
| 5. 東北地域知財戦略推進における課題 | … 20 |
| 第3章 東北地域知財戦略推進計画の基本方針と具体的施策 | |
| 1. 基本方針 | … 23 |
| 2. 施策（個別）方針 | … 24 |
| 3. 具体的施策 | … 26 |
| 【参考資料】 | |
| 1. 出願状況と出荷額 | … 32 |
| 2. 産業財産権出願・登録等推移 | … 34 |
| 3. セミナー事業実績 | … 42 |
| 4. 東北地域知的財産インフラ状況等統計資料 | … 43 |

第1章 総論

1. 背景・趣旨

(1) 国の知的財産戦略本部の設立背景・基本方針

国の知的財産戦略本部（以下「国の本部」という。）は、2003年3月の知的財産基本法の施行以来、第1期（2003年～2005年度）、第2期（2006年度～2008年度）及び第3期（2009年度～2013年度）の計10年間、「知的財産の創造、保護、活用」により「知的創造サイクル」の好循環をより拡大・進化させることを基本（*1）として様々な政策を実施し、官民挙げて知的財産立国の実現に向けて力を注いできたところである。

その後2013年6月の国の本部で決定された「知的財産政策ビジョン」の中で、これまでの知的財産施策の柱と位置づけてきた知的財産の創造・保護・活用から成る「知的創造サイクル」、コンテンツ強化及び人材育成政策の総括がなされ、これまで10年間の知的財産分野において多くの進捗が見られた一方、中国をはじめとした新興国各国のプレゼンスの向上、中小・ベンチャー企業まで含めたビジネスのグローバル化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる社会情勢は急激に変容しており、今後の知的財産政策の再構築に際しては、更なる踏み込みや方針の再検討の必要性が明らかになった。

<補足説明 *1：国の本部の基本方針>

① 知的財産の創造

- ・ 大学、研究機関、企業における創造力の強化
- ・ 産学官連携による知的財産の円滑な事業

② 知的財産の保護

- ・ 知的財産の適切な保護
- ・ 模倣品・海賊版対策の強化

③ 知的財産の活用

- ・ 知的財産の戦略的活用
- ・ 国際標準化活動の強化
- ・ 中小・ベンチャー企業への支援
- ・ 知的財産を活用した地域振興

④ コンテンツをいかした文化創造国家づくり

- ・ 新しい市場の拡大
- ・ 契約環境の改善
- ・ 世界中のクリエイターの目標となり得る創作環境の整備

⑤ 人材の育成と国民意識の向上

(2) 本部の知的財産政策に関する基本方針

我が国は、長い伝統と豊かな文化、そして幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に遅れをとっていると看做すを得ない。我が国産業の競争強化及び国民生活の向上のため、我が国はその知的財産をその強みとし、世界の最先端の知財システムを

構築し、アジアを始めとする新興国で我が国の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図り、創造性と戦略性を持った人財を絶えず輩出し続けるといった知的財産政策に関する基本方針を2013年6月7日、閣議決定したところである。

＜本部の知的財産政策に関する基本方針＞

第1に産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築に取り組むこと。

第2に中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援に取り組むこと。

第3にデジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備に取り組むこと。

第4にコンテンツを中心としたソフトパワーの強化に取り組むこと。

以上の4本柱を知的財産政策に関する基本方針とした。

2. 東北地域知財戦略本部設置の経緯と役割

(1) 東北地域知財戦略本部設置の経緯

「知的財産基本法」では、国、地方公共団体、大学等がそれぞれの責務を有することが謳われており、これを受けた「知的財産推進計画2004」では、特に中小・ベンチャー企業の知的財産活動を促し、戦略的に事業化していくための支援体制の構築が提言されている。

また、我が国の基幹産業である「ものづくり」だけでなく、食品産業、地域ブランドなどの分野における知的財産の活用促進が求められており、さらには、企業・大学だけでなく地方公共団体等を中心とした、地域独自の知的財産戦略による地域振興が期待されている。

翌年の「知的財産推進計画2005」では、知的財産専門人材の量的、質的な育成を図ることが求められている。

東北地域の産業の中核を担っている中小・ベンチャー企業等は、基盤的技術による素材加工、部品供給等を行うことによって、我が国の産業基盤を支える一翼を担っていると同時に、地域経済の活性化にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、製造業を中心とした中小・ベンチャー企業は、先進的な技術を開発し、製品化、事業化に成功したとしても、資金や人材等の不足により、知的財産マネジメントが十分ではなく、権利化による技術の保護、模倣品や海賊版に対処出来ないとの声が産業界からも寄せられている。これに加え、知的財産に関する意識や活用のノウハウが十分でないため、他人の技術を無意識に侵害してしまう場合や、自社開発技術が流出することがあり、さらに、取引先との良好な関係を優先するあまり、知的財産権を有効に行使出来ず、事業機会を逃している事例も見受けられる。

また、東北地域では特許、実用新案、意匠、商標といった産業財産権の創造、活用に積極的に取り組む企業、大学等が見られる一方で、知的財産に関する意識向上が望まれる企業等も多く存在し、知的財産に対する意識、取組の格差が大きく、総じて産業財産権の出願件数や登録件数が増えにくい傾向にある。

地域企業等の知的財産活動の活性化には、地域のポテンシャルに合わせた、知的財産の効果的の活用に関する正確な情報提供、人材育成や人材提供（派遣）、知的財産に係る経費助成といった支援も必要となってくるものと考えられる。

これらの課題に対する効果的な解決策を講じるためには、東北地域の知的財産創造、活用状況を明確にし、各種支援制度、支援ネットワーク等の整備のほか、取り組むべき課題を検証することが不可欠である。

また、「知的財産基本法」に基づき、東北各県においても地域特性を活かした「知的財産戦略」が策定されたが、所期の成果がもたらされるまでには、今後、相応の時間を要するものと考えられる。

この様な現状を踏まえ、東北における知的財産の創造、保護、活用による地域経済活性化を目指し、2005年7月8日に東北6県及び政令指定都市仙台市の知的財産担当者、大学、企業関係者等の有識者をメンバーとし、東北経済産業局地域経済部長を本部長とする「東北地域知財戦略本部」を設置した。その後、2007年6月に本部組織の見直しを行い、東北地域知財戦略本部の設置要領を改正、東北経済産業局長を本部長とした。

本戦略本部においては、それぞれの持つ知見を出し合い、東北地域における知的財産戦略の推進に関する様々な取組を展開していくこととする。

(2) 第1期～第3期の活動のあゆみ

東北地域知財戦略推進計画（以下「推進計画」という。）は、知的財産基本法及び国の知的財産推進計画を踏まえ、東北地域の事業者、大学、地方公共団体、国がそれぞれの責務を果たすべく、東北地域の特性を反映した独自性のある知的財産戦略を明示し、東北地域における知的財産の戦略的創造、保護、活用を推進する取組を展開することを目的として、東北地域知財戦略本部（以下「東北本部」という。）が2006年3月に策定したものである。

東北地域においては、全般的に知的財産を創出する土壌が不足しており、また、企業戦略に知的財産を活かしきれない経営者が多く、企業の競争力不足に繋がっているという分析のもと、以下の3本柱を推進計画の主軸に据えた。

- ①知的財産の持つ意義を広く周知することを最優先課題と捉え、知的財産の“意識啓発”を行うことを第1の柱とした。
- ②知的財産の創造・活用を行う企業経営者、技術研究者の他、知的財産関連支援人材、知的財産の産業への展開を支える産業支援人材等の“人材育成”を第2の柱とした。
- ③知的財産の創造、保護、活用の連続した知的創造サイクルの中で、創造保護に関してまだ発展上の段階にあることから“活用促進”を第3の柱とした。

このように推進計画は、各関係機関がそれぞれ連携しつつ知財関連施策を実施する際の方向性を示すものと位置づけ、施策の実施にあたっては、各地方公共団体、事業者等ごとの知的財産の状況に合わせた支援策を、既存事業も含め具体的な計画を策定し、着手可能な事業から順次実行して行くこととした。

なお、推進計画は支援施策の展開、達成度、成果の状況を踏まえ、次期目標及び実施すべき具体的なアクションプログラムを策定し、必要に応じ改訂することとしたこと、並びにすでに国の推進計画が2期目に入っていることから、東北本部においては2007年度から2009年度までを第2期と定めて、推進計画の改定を行った。

第2期の推進計画については、第1期の推進計画に基づく施策の実施が1年あまりと非常に短

期であること等の理由から、主軸に据えた3本柱を踏襲しつつ、知的財産活用による企業の技術経営を促進し、活力ある地域産業へと誘導するため“地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源等）の活用”と“自治体を中心とした支援機関の連携の促進”の2つの方針を追加した。

また、第3期の推進計画は第2期の課題と反省を踏まえ、これまで行ってきた活動を更に深耕させるため、“意識啓発”、“人財育成”及び“活用促進”の3本柱を活動の指針とすることを決定した。

第2章 東北地域における知的財産を取り巻く状況

1. 域内経済・産業構造の現状と知的財産

我が国経済は、2012年末から、企業収益の拡大や雇用環境の改善等の持ち直しの動きを示しており、消費税率引上げ等の影響を受けつつも、おおむね緩やかな回復基調が続いている。

一方で、人手不足の深刻化などの課題も浮き彫りになってきている状況にあり、特に、東日本大震災を起因とした人口減に加え、観光客減少により、東北地域の経済・雇用にも深刻な影響を与えている。

東北地域の企業は、どちらかという生産機能に特化しており、研究開発の面が他地域に比べて弱い。生産や組み立て技術等で培ってきた技術を活かした展開を図るとともに、研究開発を強化していくことが求められよう。

このような状況下、確かな自立性を持つ企業として存続するには、自社独自の技術を保有し差別化を明確に打ち出すことが、大きな力を発揮するものと考えられる。自社独自の技術をノウハウとして守ることも一策であるものの、特許等の知的財産として権利化することは、より強力な攻防の手段となる。

(1) 東北地域経済と産業の認識

東北地域の域内総生産（GDP）は、表2-1に示したように全国比の約6.3%であり産業ごとの総生産額は、第一次産業0.7兆円（構成比2.3%）、第二次産業8.9兆円（同27.2%）、第三次産業23.0兆円（70.4%）となっている。

第一次産業の域内総生産は、全国比14.3%であり、生産地としての位置付けは高い。就業人口は、全国比15.7%で、農業に従事する労働者の比率は高いものの、生産額は低く、域内総生産額は第二次産業の額に遠く及ばない。

第二次産業の出荷額は、全国比5.5%であり、情報通信機械器具（全国比15.2%）及び電子部品・デバイス・電子回路（同13.8%）の占める割合が高く、東北地域への集積度が高い業種となっている。

第三次産業では、小売販売額は全国比7.4%であり、概ね人口比率7.1%に近いものとなっているが、卸売販売額は同4.4%とかなり小さいことから、東北地域の流通面の弱さが浮き彫りとなっている。よって、流通・サービス業の集積度が低いため、域内で生産された産品、製品等の流通、販売機能の強化が必要と考えられる。

また、東北に立地する企業は、本社機能が東北地域外にある場合が多く、いわゆる支店経済となっている。研究開発部門を持たない、又は域内に研究開発部門を置いていない企業の比率が高く、付加価値の小さい量産型の工場、又は自社ブランド、最終製品を持たない下請け製造業が多い。

これが東北地域において、研究成果としての特許等の知的財産が、域内で創造されたものとして権利化されにくい遠因ともなっている。

<表2-1 東北地域の経済指標>

| | 合計 | 各県構成比 | | | | | | 対全国比 | 資料(出典) |
|---|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------------|
| | | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | | |
| 総面積<Km ² > (2016. 10. 1 現在) | 66,947 | 14.4% | 22.8% | 10.9% | 17.4% | 13.9% | 20.6% | 17.7% | 「全国都道府市区町村別面積調査」 (国土地理院) |
| 総人口<千人> (2015. 10. 1 現在) | 8,983 | 14.6% | 14.2% | 26.0% | 11.4% | 12.5% | 21.3% | 7.1% | 「国勢調査」 (総務省) |
| 世帯数<千世帯> (2015. 10. 1 現在) | 3,467 | - | - | - | - | - | - | - | 「国勢調査」 (総務省) |
| 域内総生産<億円> (2014 年度) | 325,838 | 13.6% | 14.3% | 27.3% | 10.6% | 11.5% | 22.7% | 6.3% | 「県民経済計算」 (内閣府) |
| 内訳 | 第一次産業 | 7,344 | - | - | - | - | - | - | |
| | 第二次産業 | 88,881 | - | - | - | - | - | - | |
| | 第三次産業 | 227,998 | - | - | - | - | - | - | |
| 市町村数 (2017. 4. 1 現在) | 77 市 | - | - | - | - | - | - | - | 「都道府県別市区町村数」 (総務省) |
| | 116 町 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 34 村 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 一人当たりの所得 <千円>(2014 年度) | 2,681 | - | - | - | - | - | - | - | 「県民経済計算」 (内閣府) |
| 事業所数<所> (2016. 7. 1 現在) | 416,513 | - | - | - | - | - | - | - | 「経済センサス-基礎調査確報」 (総務省、経済産業省) |
| 従業者数<千人> (2016. 6. 1 現在) | 3,752 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 製造品出荷額等 <億円>(2014 年、従業者 4 人以上) | 167,600 | 9.5% | 13.5% | 23.7% | 7.2% | 15.6% | 30.4% | 5.5% | 「工業統計表」 (概要版) (経済産業省) |
| 小売販売額<億円> (2013 年) | 89,828 | 13.7% | 13.9% | 26.3% | 11.7% | 12.7% | 21.6% | 7.4% | 「商業統計確報」 (経済産業省) |
| 卸売業販売額<億円> (2013 年) | 155,455 | 11.3% | 10.3% | 49.4% | 6.6% | 7.8% | 14.5% | 4.4% | |

(資料) 東北経済のポイント (東北経済産業局) 平成29年度版より

2. 知的財産を取り巻く状況

(1) 知財を活用した企業の事例

東北管内において知財を有効に活用した企業はいくつか存在している。このような企業は、市場における自社技術の特徴や優位性を把握し、戦略的な経営・研究開発を行いつつ、知財戦略を行っている。

① Spiber 株式会社（山形県鶴岡市）

世界初の合成クモ系繊維「QMONOS」の量産化に成功したベンチャー企業。複数の基本特許を含む 10 件の特許を国内外で取得。平成 27 年度全国発明表彰「21 世紀発明賞」を受賞。

②株式会社東亜電化（岩手県盛岡市）

ナノレベルの接合技術や離型技術でオンリーワンを目指す表面処理メーカー。岩手大学との共同研究を中心に技術開発を実施。取引先からの特許化の要請により、ノウハウ秘匿から転換し、積極的に特許出願を実施（国内特許 14 件）。海外模倣品対策のため、多数の商標も取得。「知財ビジネス評価書」を活用した事業性評価により、岩手銀行から融資の成約実績あり。平成 23 年度特許活用優良企業「経済産業大臣賞」を受賞。

出典：経済産業省ウェブサイト（METI Journal 平成 28 年 12・1 月号）

引用：Spiber(株)の記事を引用して作成

引用：知的財産活用企業事例集 2014 の内容を引用して作成

（2）東北地域の知的財産状況分析

東北地域で創造される知的財産のうち、表 2-2 に示したように産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願状況をみると、2016 年の特許出願件数は 6 県合計 1,690 件であり、全国のほぼ 0.7% 弱に過ぎない。これは、製造品出荷額において東北地域が全国に占める割合 5.5%（2014 年）と、比較しても明らかに少ないといえる。

また、他地域と特許出願件数を比較してみると、製造品出荷額比 7.3%（東北の 1.3 倍）である九州地域（7 県）では、全国比が 1.21% となっており、東北の 1.9 倍である。さらに、製造品出荷額比 2.9%（東北の約 1/2）である四国地域（4 県）では、全国比が 0.97% となっており、東北の 1.5 倍となっている。

この他の産業財産権出願状況は、実用新案 137 件（2.78%）、意匠 293 件（1.19%）、商標 2,500 件（1.88%）となっており、対全国比は特許に比べ多いものの、概ね同様の傾向を示している。

以上のことから、東北では産業規模が同程度の他地域と比較し、総じて権利取得や知的財産活用が低いことが窺える。

<表2-2 2016年4法出願状況>

| | 特許 | (割合) | 実用 新案 | (割合) | 意匠 | (割合) | 商標 | (割合) | 製造品 出荷額等 |
|-----|---------|--------|----------|--------|--------|--------|---------|--------|-------------|
| 北海道 | 662 | 0.25% | 95 | 1.93% | 172 | 0.70% | 1,712 | 1.28% | 2.2% |
| 東北 | 1,690 | 0.65% | 137 | 2.78% | 293 | 1.19% | 2,500 | 1.88% | 5.5% |
| 関東 | 162,509 | 62.47% | 2,540 | 51.54% | 13,006 | 53.00% | 65,111 | 48.85% | 35.6% |
| 中部 | 33,560 | 12.90% | 449 | 9.11% | 2,625 | 10.70% | 7,794 | 5.85% | 21.5% |
| 近畿 | 50,446 | 19.39% | 1,085 | 22.02% | 6,572 | 26.78% | 45,611 | 34.22% | 16.3% |
| 中国 | 5,500 | 2.11% | 185 | 3.75% | 666 | 2.71% | 2,888 | 2.17% | 8.5% |
| 四国 | 2,520 | 0.97% | 125 | 2.54% | 478 | 1.95% | 1,641 | 1.23% | 2.9% |
| 九州 | 3,141 | 1.21% | 305 | 6.19% | 676 | 2.75% | 5,393 | 4.05% | 7.3% |
| 沖縄 | 123 | 0.05% | 7 | 0.14% | 52 | 0.21% | 641 | 0.48% | 0.2% |
| 計 | 260,151 | 100% | 4,928 | 100% | 24,540 | 100% | 133,291 | 100% | 100% |

出典：特許行政年次報告書 2017 年版<統計・資料編>など（製造品出荷額等は 2014 年）

一方、2012年から2016年までの東北各県毎の産業財産権出願件数を比較分析したところ、全般的に宮城が他県に比べて多く、次いで山形、福島の順となっている。

製造品出荷額と特許出願件数を比較した場合、福島は山形に対して製造品出荷額が約2倍あるが特許出願件数は同規模になっている。これは、福島は電気機械及び輸送機械等の加工組立て産業が集積する拠点であり、知的財産を創出しにくい環境にあることと、山形は権利取得に積極的な企業の存在及び大学関係者による知的財産の創出意識の高さという地域特性の表れと推定される。

また、表2-3に示したように特許出願件数では宮城が圧倒的に多いが、宮城の特許出願全体のうち半数は特定の権利取得に積極的な企業及び大学関係者に集中しており、特に東北大学による出願割合が多い。

＜表2-3 東北地域内特許出願件数推移＞

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 青森 | 127 | 124 | 119 | 136 | 145 | 651 |
| 岩手 | 197 | 156 | 194 | 146 | 142 | 835 |
| 宮城 | 738 | 764 | 831 | 805 | 732 | 3,870 |
| 秋田 | 110 | 106 | 108 | 106 | 132 | 562 |
| 山形 | 201 | 305 | 291 | 274 | 257 | 1,328 |
| 福島 | 268 | 247 | 273 | 252 | 282 | 1,322 |
| 東北合計 | 1,641 | 1,702 | 1,816 | 1,719 | 1,690 | 8,568 |
| (全国比) | 0.57% | 0.63% | 0.68% | 0.66% | 0.65% | 0.64% |
| 全国合計 | 287,013 | 271,731 | 265,959 | 258,839 | 260,244 | 1,343,786 |

出典：特許行政年次報告書2017年版＜統計・資料編＞など

(3) 東北地域の特許所有傾向の分析まとめ

東北地域の特許所有内容をみると、農林水産業や食品製造、建設等において、産業財産権活動が盛んな地元の特定企業（出願人）が中心となって多数の出願を行っているケースと、電気機械や電子部品・デバイス、情報通信機械、輸送用機械などのように、大手メーカーの系列会社による関連部品供給や、組立加工工場等において生み出された開発成果を、特許出願するケースに大きく分類することができる。

また、県や大学、研究機関が主体となって食品関係、材料、医薬品、生化学・遺伝子工学などの先端工学分野において、特許等の権利の出願・取得が進められている。これらの技術は今後地元企業に技術移転され、域外からの企業誘致とともに事業化、技術・産業の集約に結びついてゆくものと推測される。しかしながら、現状では、これら特定出願人以外への拡がりはみられていない。

産業財産権活動が盛んな企業が存在するケースとしては、青森県の農業機械・食品分野、山形県の農業機械・建設及び宮城県の家具・家庭用品などがある。

大手メーカーの系列会社、工場から出願されているケースでは、福島県並びに山形県の輸送用機械、電子部品・デバイス及び電気通信機械などでみられる。岩手県及び宮城県も同様に大手メーカーの系列会社が多いが、山形県及び福島県に比べると、主要各社の出願件数が多い傾向にあ

るため、研究開発機関としての役割は高いと推定される。また、山形県、福島県及び宮城県には、大手メーカー系列ではない地元企業に、多数出願を行う出願人がいくつか存在した。しかし、これらの企業は大手メーカーとの共同出願も多く、なかなか単独での出願とはならない実態があった。

県、大学及び研究機関が主体となった出願では、青森県の食料品、岩手県の生化学・遺伝子分野、宮城県の東北大学・東北テクノアーチ及び秋田県の食料品、電子部品・デバイスなどの分野に出願が多くみられる。

(4) 東北地域の特徴 (※)

- ①電気機械の高い集積、電子デバイス関連の豊富な研究者に支えられて、「電子部品、デバイス、電子回路」及び「情報通信機械器具」に関する特許所有数は、2014年度時点で、東北地域の全特許所有件数のそれぞれ18.2%と31.7%と、多くの技術が存在する。
- ②総生産の2.5%程度を占める農林水産業は、全国的にみても充実し、特に水産加工業の集積は著しく、「農水産・食料品」に関する特許所有数は、全国平均が1.9%に対し、東北地域は5.7%で約3倍と、極めて特化している。
- ③総生産の10%程度を占める建設業は、復興関連工事等により高まっているものの、「建設・建築、土木」に関する特許所有数は、全国平均が4.3%に対し、東北地域は8.0%で約2倍と、特化している。
- ④東北地域の経済規模は、域内総生産額が32兆2,000億円で、中国地域をやや上回り、九州地域より下回る位置にある。しかし、2016年の特許出願件数で3地域を比較すると、経済規模に比べて東北地域は特許出願件数が低い。
- ⑤こうした状況のなかで、知的財産を活かした経済振興を図っていく場合、研究機能の強化、すなわち大学及び公設試験研究機関等の活用を図っていくことが考えられるが、研究機能は大企業も含めて全般的に弱い。また、大学等については、研究機能は東北大学が全国で見ても圧倒的に強い。加えて、近年では、山形大学共同研究が増えてきている等、上昇の兆しが見られる。
- ⑥事業所の大半を占める中小企業は、製品開発機能を持たない下請け企業が多かったが、自社製品の開発や知財を生かした企業も見られるようになってきている。

(※) 平成27年企業活動基本調査確報、地域経済分析システム (RESAS)、特許行政
年次報告書2017年版、大学等における産学連携等実施状況等により分析

【コラム】知的財産と標準化

企業等の優れた技術や製品を国内外に売り込むには、知的財産とともに標準化することで、市場での信頼性や差別化などができ、売り上げアップにつながる場合があります。

今までは、市場で選ばれた技術が事後的に公的標準となることが一般的でしたが、近年は技術進歩が早いため、事前に標準化して、市場でシェア拡大をする企業が増えています。また、最新技術であるため、特許等の知的財産が含まれていることがあり、知的財産と標準化を戦略的に取組む必要性があります。

標準化に当たり、中小企業の優れた技術があるものの、企業1社では業界内の調整が困難な場合は、支援する制度として「新市場創造型標準化制度」があります。

この制度では、日本規格協会のサポートにより、業界団体のコンセンサス形成を経ずに迅速な国内標準（JIS化）や国際標準（ISO/IEC）提案ができます。

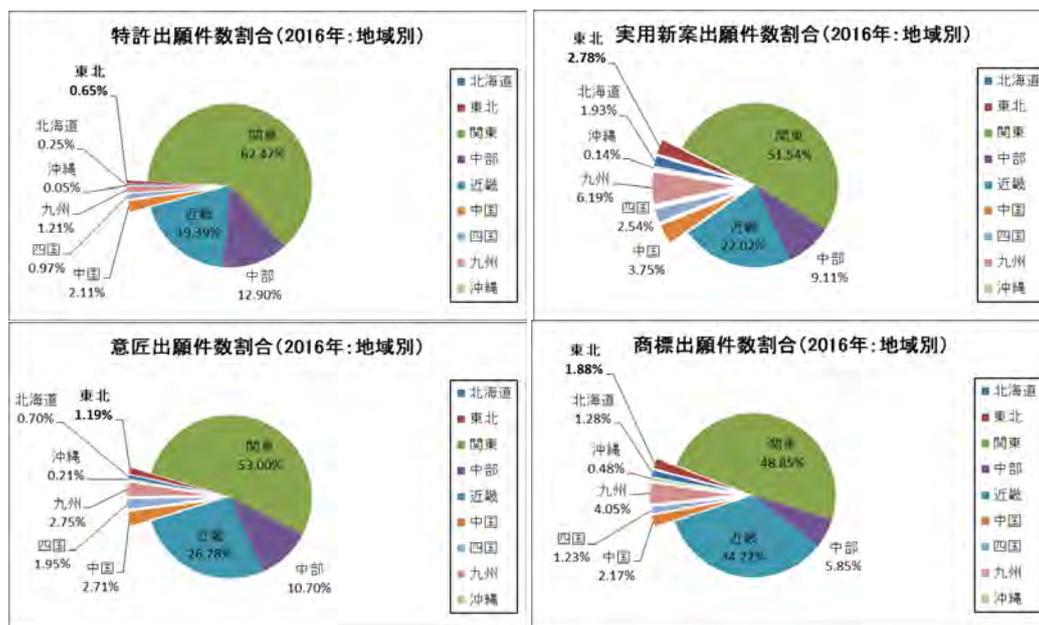
標準に含まれる特許は「無償」又は「非差別的かつ合理的条件」で実施許諾を行う必要があるため、「収益の源泉」をどこにするかにより戦略は様々です。日本工業標準調査会が事例集を取りまとめているので、標準化を検討する際は、参考にして売り上げアップを目指しましょう！

※引用：一般財団法人日本規格協会HP「新市場創造型標準化制度」を引用して作成

※参考：日本工業標準調査会HP「標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集」

◇数字でみる地域知的財産権の現状（特許庁年報など）

＜図 2-1 地域別出願割合（日本人によるもの）（特許・実用・意匠・商標）＞



出典：特許行政年次報告書 2017年版＜統計・資料編＞

◇発明者ベースの推計（2016年）

2012年から2016年の発明者数の推移は表2-4のとおりである。出願数(全国比0.6~0.7%)に比較し約2倍の全国比率となっている。

これは、大手企業の生産工場などが多く、特許出願は本社がある地域で行うためと推察される。

<表2-4 東北地域内の特許発明者数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 青森 | 337 | 436 | 420 | 405 | 492 | 2,090 |
| 岩手 | 464 | 498 | 540 | 388 | 427 | 2,317 |
| 宮城 | 3,218 | 2,957 | 2,925 | 2,876 | 3,102 | 15,078 |
| 秋田 | 506 | 585 | 634 | 637 | 566 | 2,928 |
| 山形 | 796 | 967 | 1,043 | 1,039 | 1,086 | 4,931 |
| 福島 | 1,260 | 1,204 | 1,341 | 1,282 | 1,382 | 6,469 |
| 東北合計 | 6,581 | 6,647 | 6,903 | 6,627 | 7,055 | 33,813 |
| 全国比 | 1.03% | 1.10% | 1.17% | 1.14% | 1.11% | 1.11% |
| 全国合計 | 639,867 | 605,795 | 590,698 | 581,711 | 633,917 | 3,051,988 |



出典：特許行政年次報告書 2017年版<統計・資料編>

3. 各県・各組織における知的財産への取組

(1) 各県の知的財産への取組状況

○青森県

(一社)青森県発明協会と共同で「青森県知的財産支援センター」を開設しており、県内中小企業からの相談対応、知的財産制度の普及、活用の支援を連携して行っている。知財の普及として、中小企業の知財マインドを育成するため、「知財総合講座」や「出願チャレンジ講座」を開催している。知財活用支援として、事業性の高い知財活用ビジネスの拡大を図るため、モデル企業6社に対して知財資源評価によるブラッシュアップに取組、知財活用支援コーディネーターの配置による知財経営導入促進や知財マッチングを実施しているほか、地域団体商標登録団体に対してブランド戦略構築を支援している。また、県内少年少女発明クラブの活動を将来の本県産業人財の育成につなげるため、少年少女発明クラブと地域企業との連携や先進地事例の導入を支援している。

○岩手県

農商工連携知財支援コーディネーターを配置し、知財窓口の機能の充実・強化を図り、農林水産分野の知財発掘と知財マインドの醸成、農林水産業に係るブランド化の取組を支援している。

また、知財セミナー・相談会、知財教育授業等を開催し、知財を活用するものづくり人材の育成を図っている。さらに、岩手県発明くふう展を開催し、県民への知財に対する意識啓発に取組んでいる。

○宮城県

知的財産に対する意識の向上と活用推進に向け、宮城県産業技術総合センターに「知財コーディネーター」を配置し、県有特許権の実施許諾などの流通促進活動及び県内外における知的財産の企業間におけるマッチング支援や実施許諾・秘密保持契約における支援等を実施している。また、県内の中小企業の経営者や担当者の知財への理解向上を目的とした知財セミナー等を日本弁理士会との協定に基づき、年度内に3回程度開催している。さらに「発明くふう展」や「県内関係機関との連携会議(年2回実施)」等を宮城県発明協会と連携し実施している。

○秋田県

県内中小企業の知的財産に係る意識啓発を目的に、知財セミナーを実施している。平成29年度は「あきた知財塾」を開催し、参加企業に対して弁理士、金融機関及び知財総合支援窓口担当者が、知財を活かした経営戦略の企画立案を支援した。また、一般県民や児童生徒に対して、発明や創意工夫への興味・関心を喚起し、知的財産権の源泉である発明の奨励、創意の高揚を促進するため、秋田県発明協会及び(公財)あきた企業活性化センターと共同で「秋田県発明展」を開催している。さらに、毎年度「秋田県特許・技術シーズ集」を発行し、県内企業等に対して、県の公設試験研究機関が保有する知的財産の活用を呼びかけている。

○山形県

知財支援の中核となる山形県発明協会に対し、運営費を助成し、青少年の豊かな観察力・創造力を養い、創意・工夫する意識の醸成を図るため、山形県発明協会との共催により「山形県発明くふう展」を開催している。また、公設試験研究機関で生み出した特許の有効活用を図るため、県有特許活用交流会を開催している。さらに、県内企業の知財活用意識の醸成を図るため、知的財産活用企業の事例を掲載したリーフレットを作成している。

○福島県

福島県発明協会を主体とする「ふくしま知的財産支援センター」を始め、「ふくしま知的財産プラットフォーム委員会」や月1回開催の「ふくしま知的財産支援連絡会」により、意見交換や情報共有を実施している。平成29年7月には、日本弁理士会とともに「第1回知財広め隊セミナーin福島」を開催した。また、平成29年度から「開発型・提案型企業転換総合支援事業」により東北大学教授を本県地域産業復興・創生アドバイザーとして迎え、下請け企業の開発型企業化を促しながら、開発の構想から事業化までの知財戦略を一貫して支援する業務を特許法律事務所に業務委託した。さらに、県内企業の研究開発を効率的かつ迅速に実用化へ促すため、9月補正予算にて「実用化を加速する知的財産戦略支援事業」を立ち上げ、開発前の先行技術調査を特許事務所に業務委託した。その他、特許出願経費の助成は継続的に実施している。

(2) 各県の知財戦略

東北地域各県の知財戦略策定状況は、表2-5のとおりである。なお、秋田県は2018年3月に、岩手県は2019年3月に改定を予定している。

<表 2-5 各自治体の知的財産への取組>

| 自治体 | 知的財産戦略 | 策定期間 |
|-----|----------------------------|---------|
| 青森県 | 青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例 | 2009年3月 |
| 岩手県 | 岩手県知的財産活用促進プラン（一部改定） | 2016年3月 |
| 宮城県 | みやぎ知的財産活用推進方策（改訂版） | 2009年3月 |
| 秋田県 | 秋田県知的財産活動推進指針 | 2015年3月 |
| 山形県 | 第3次山形県科学技術政策大綱 | 2016年3月 |
| 福島県 | うつくしま、ふくしま知的財産戦略 | 2005年2月 |

（出典：各県毎のホームページより）

(3) 各団体組織知的財産への取組状況

◇仙台市

仙台市地域連携フェロー、ビジネス開発ディレクター等が中心となって、企業の技術的な課題の解決や新製品の開発などを幅広くサポートするとともに、知的財産に関する事業団の窓口として、相談に応じるほか、必要に応じて連携支援機関等を紹介している。

(4) 東北経済産業局の知的財産への取組状況

東北経済産業局では、工業所有権情報・研修館（INPIIT）の設置する「知財総合支援窓口」や各県産業振興部局・機関を中心とした支援機関との連携により、地域企業等の価値向上に向けた事業を実施している。人材育成として知財経営セミナー・シンポジウムにより経営者に向けて知的資産経営の手法などを理解してもらう取組を行っている。活用促進として、パッケージ等におけるデザインの創造・活用が商品の魅力発信に有効であることを理解してもらうため、デザイン展を通じ、デザイナーと企業との理解増進の事業を行っている。併せて、地域資源の価値向上のため、生産者や地域の商工団体と会合を通じ、ブランド戦略の策定の支援を行っている。

また、「とうほく知的財産いいねっと」のホームページを設置し、知財に関する支援制度、補助事業やイベント・セミナーなどの情報発信を行っている。

そのほか、商工会議所や金融機関と個別企業などを訪問し、国やINPIITなどの支援メニューの紹介や制度説明などを行っている。

4. 第3期の知財推進計画のレビュー

「東北地域知財戦略推進計画」の第3期の本部事業活動を簡単に整理すると以下の表2-6及び2-7のとおりとなる。

<表 2-6 2010～2012 年度の活動>

| 基本方針 | 主な事業名 | 概要・成果 |
|--------------|------------------------------|---|
| 意識啓発 人材育成 | 東北地域知的財産権セミナー | 中小・ベンチャー企業、金融機関、報道機関などを対象に、東北6県において、知的財産の基礎、制度解説、活用をテーマとしたセミナーを計25回実施。 |
| | 東北地域中小企業知財経営基盤定着モデル支援事業（委託費） | 域内企業の知的財産支援人材の育成と、中小企業経営における知的財産戦略の定着促進を目的。 2010年度：支援人材育成研修（20名）や訪問型企業支援（2社）等を実施。 2011年度：集中支援（3社）を実施。域内企業の復旧・復興状況のステージに応じたアドバイス支援としてアドバイス支援会議を9か所を実施。 2012年度：知財支援人材派遣による企業集中支援（3社）を実施。 |
| | 知的財産教育支援セミナー | 児童・学生・生徒といった若年層に対し、知財に触れる機会を提供し、知財マインドの普及・啓発・教育の誘発を図ることを目的としてセミナー等を実施。東北6県43回開催で3,725名が参加。 |
| | 東北域内地域団体商標制度普及事業 | 震災により停滞している域内地域資源のブランド化を加速させることを目的として、東北6県において「地域団体商標」普及セミナーと個別相談会の開催。6回の開催で72名が参加。 |
| 活用促進 | 地域ブランド戦略策定事業 | 東北地域内の地域団体商標取得済み団体を対象に、ブランド戦略策定の支援を実施。「たっこにんにく」、「大堀相馬焼」を対象。「地域ブラ |

| | | |
|-----|------------------|---|
| | | ンド戦略会議」を青森で6回、福島で5回開催。管理方法、ブランド化戦略の策定を実施。 |
| | TOHOKU地域ブランド創成支援 | 新たな地域ブランドの創成、ブランド力の向上及び地域団体商標等の創出を図ることを目的として、東北6県において「地域ブランド創成セミナー」を開催。6回開催で約250名が参加。また、東北6県の9団体の参加により、ビジネスマッチに「TOHOKU 地域ブランド創成」ブースを出展。ブース来訪者約1,000人。支援人材派遣による個別地域・団体への集中支援（3地域・団体）を実施。 |
| その他 | 海外展開支援セミナー | 海外展開を目指す食品関係企業等に対し、海外市場マーケットの情報提供と海外展開における知的財産の活用とリスクの啓発を目的として、セミナーを開催。東北3県3回開催で48名が参加。 |

<表 2-7 2013～2017 年度の活動>

| 基本方針 | 主な事業名 | 概要・成果 |
|--------------|---------------------|---|
| 意識啓発 人材育成 | 東北地域知財経営普及啓発・人材育成事業 | <p>東北管内における知財意識を再喚起し、中小企業及び各種機関関係者に対する知財経営に関する意識啓発、企業における知財人材の育成を図るとともに、知財経営支援ネットワークの構築を図ることを目的とする。</p> <p>2013年度：シンポジウム開催（仙台市81名参加）、ワークショップ約20名参加</p> <p>2014年度：シンポジウム開催（盛岡市84名参加）、基礎コース（盛岡市19名参加）、応用コース19名参加</p> <p>2015年度：シンポジウム開催（郡山市51名、秋田市51名参加）、基礎コース（秋田市19名、郡山市17名参加）、応用コース16名参加</p> <p>2016年度：シンポジウム開催（山形市57名、青森市66名参加）、基礎コース（山形市17名、青森市13名参加）、応用コース12名参加</p> <p>2017年度：成果発表会開催（盛岡市53名、仙台市45名参加）、知財経営セミナー（仙台市11名、盛岡市17名参加）</p> |
| | TOHOKU 地域ブランド創成支援事業 | <p>新たな地域ブランドの創成、ブランド力の向上及び地域団体商標等の創出を図ることを目的として、ビジネスマッチ東北に「TOHOKU 地域ブランド創成」ブースを団体の参加により、出展。支援人材派遣による個別地域・団体への集中支援に加え、過年度支援団体にフォローアップを実施。</p> <p>2013年度：BM 東北 8団体出展。集中支援4団体。フォローアップ 3団体</p> <p>2014年度：BM 東北 9団体出展。集中支援3団体。フォローアップ 4団体</p> <p>2015年度：BM 東北 12団体出展。集中支援3団体。フォローアップ 3団体</p> <p>2016年度：BM 東北 12団体出展。集中支援3団体。フォローアップ 2団体</p> |

| | | |
|------|--------------------------|---|
| 活用促進 | | 2017年度：BM東北 6団体出展。集中支援2団体。フォローアップ1団体 |
| | TOHOKUデザイン創造・活用支援事業 | <p>デザインの創造・活用による東北地域の商材の販売促進・ブランド化を図るとともに、デザインの創造・保護・活用に対する意識啓発、制度普及を図ることを事業目的とし、「おいしい東北パッケージデザイン展」において展覧会とフォーラムを実施した。</p> <p>2014年度：10商品に対し623点の応募。フォーラム200名の参加 2015年度：10商品に対し702点の応募。フォーラム163名の参加 2016年度：10商品に対し623点の応募。フォーラム125名の参加 2017年度：8商品に対し375点の応募。フォーラム109名の参加</p> |
| その他 | 知財金融活用セミナー | <p>知的財産の資産価値評価に基づく融資等の活用に向けた金融機関との連携促進を図るため、管内金融機関職員等を対象として知的財産セミナーを開催することにより、知財マインドの醸成、知識・スキルの向上による知的財産人材の裾野拡大を図った。2016年度は山形市と鶴岡市でセミナーを開催し、それぞれ10名と11名の参加。</p> |
| | 海外展開支援セミナー | <p>海外展開を目指す食品関係企業等に対し、海外市場マーケットの情報提供と海外展開における知的財産の活用とリスクの啓発を目的として、県、中小企業支援センターと協働して、セミナーを開催。</p> <p>2013年度：青森市、仙台市で開催。それぞれ19名と29名が参加 2014年度：郡山市、山形市で開催。それぞれ36名と36名が参加 2015年度：秋田市、盛岡市で開催。それぞれ41名と34名が参加</p> |
| | 自治体との連携による知財支援ネットワーク強化事業 | <p>アンケートによる知財活動状況調査をもとに、知財活動推進に必要な支援内容、支援体制について自治体と協働して作成したモデルケース（知財支援ネットワーク）について、検証の上での実用化と他県への展開を図ることを目的に、県内関係者との協議とモデルケースの実践、その検証を実施。</p> <p>2013年度：福島県 2014年度：宮城県 2015年度：山形県</p> |

（1）第3期の活動成果

「東北地域知財戦略推進計画」の第3期の各県・支援機関を含めた活動成果を列挙すると、以下のとおりとなる。

① 「知的財産意識啓発」の成果

- ・意識啓発では、東北地域知財戦略本部のホームページ、メールマガジンなどにより知財関連情報提供を実施。

- ・学童期より知財を尊重するマインド醸成のため、知的財産教育支援セミナー事業を実施。
 - ・県独自の中小企業向け「知財総合講座」「あきた知財塾キックオフセミナー」などを開催。
- ②「知的財産人材育成」の成果
- ・人材育成面では地域内「中小・ベンチャー企業等向け」、「金融機関向け」、「報道機関向け」知財セミナーを実施。
 - ・「知的財産支援人材の育成」と「知的財産活動人材の育成」を実施。併せて「東北地域中小企業知財経営基盤定着モデル支援事業」を実施。
- ③「知的財産活用促進」の成果
- ・特許活用流通面では、県独自のコーディネーターの配置がされて、企業間マッチングを実施されている。
 - ・各県独自の「知財塾」、「活用事例の作成」や「実用化を加速する知的財産戦略支援事業」など知財戦略の支援事業を実施。
 - ・パッケージデザインの活用を促進するため「TOHOKU デザイン創造・活用支援事業」を実施。
- ④「地域資源の活用」の成果
- ・地域資源の活用面では「地域ブランド戦略策定事業」及び「TOHOKU 地域ブランド創成支援事業」を実施。併せて海外展開支援セミナーを実施。
- ⑤「支援機関の連携促進」の成果
- ・各県独自の知財戦略推進計画で産学官金連携などを策定、各県において弁理士会及び高専機構との協定等、大学と中小機構の連携協定などの取組が進展。

(2) 第3期の活動への意見

平成28年度の東北地域知財戦略本部会議及び平成29年度に開催したワーキンググループでは以下の点が指摘された。

- ①「知的財産意識啓発」の意見
- ・知的財産への関心が低く、戦略的に知的財産を活用する企業は少数。
 - ・知財セミナーを開催しているが、成果が感じられないので、個別の企業訪問等による活動が有効的と思われる。
 - ・知的財産の重要性は浸透した一方、知財のマネジメントの認識が薄く、地道な啓蒙活動が必要。
 - ・自分たちの技術を売り込むという意識が希薄で下請け体質が強い。
 - ・政府関係の助成や経営支援を受けている中小企業は知的財産の意識、取得の損得等は持っている認識。一方、支援を受けていない企業の知財に関する意識は低いと推測。
 - ・セミナーには一定のニーズがあるはずで目的をとらえて行うことが必要。
- ②「知的財産支援人材育成」の意見
- ・大企業は別だが知財部門を持っているところはまれ、知的財産活動を担う人材が不足。
 - ・知的財産がないと経営は成り立たないという気づきを与えた方がよい。
 - ・域内企業を支援する専門家やコーディネーターは存在しているものの、一つの機関・一人の者にて企業を多面的な分析・支援はできないので、うまく連携をとることが必要。

- ・知財経営セミナーは劣る内容ではないので、是非、継続していただきたい。
- ・東北地域の知財人材の底上げ、活動をサポートできる弁理士・弁護士の人数を増やすことが必要。

③「知的財産活用促進」の意見

- ・県内で開発したけど海外で製造されていますでは意味がないため、知財の必要性がある。
- ・企業が行動主体となれる施策が必要、デザイン展は非常に参考になる取組。
- ・中小企業と大手企業の開放特許とのマッチングイベントを行うことが必要。
- ・「目に見えない」知財部の成果をどのように「目に見える」ようにするのかを検討することが必要。

④「地域資源の活用」の意見

- ・東日本大震災の津波によって被災した沿岸部では、復興関連の補助金等の支援が手厚く行われており、産業復興に向けて知的財産についても関心が高く、積極的な支援で成果が出ると思われる。
- ・他方、内陸部では復興の向けた動きは落ち着いたため、知的財産活用に向けた取組への機運の高まりは低調であり、内陸部への知的財産活用に向けた働きかけの方法が課題。
- ・農業、鉱業、林業、畜産業、水産業、さらには観光業など、東北地域特有の産業分野に言及することが必要。

⑤「支援機関の連携促進」の意見

- ・中小機構と大学との包括協定により、知的財産を含め相談や技術マッチングを勧めているが、専門家も得意分野があるので、適切なアレンジが必要。
- ・弁理士だけでは企業利益につながらないため、チームを組んで支援機関を通しての連携ができるとうい。
- ・国と自治体との連携を密にして取り組むことが必要。

5. 東北地域知財戦略推進における課題

前述の事業活動のレビューを踏まえ、活動目的のフレームから東北地域知財戦略推進の課題を抽出すると、東北地域内の企業において、以下の二つの目標を達成するためにはインフラを整備することが急務である。

- ①企業戦略・経営戦略・課題と密接に結びついた知財戦略の構築を行うこと。
- ② 知的資産・産業財産権を有効的に活用することによって、企業競争力の向上を目指すこと。

(1) 産業財産権活動の取組への課題

東北地域は、同等の産業規模の他地域と比較して、産業財産権の出願・登録数が少ない傾向にある。これは、研究開発部門が存在しないこと、又は産業財産に業務が十分機能していない企業や、取引先からの委託研究やメーカーとの共同開発が中心となり成果を自社技術として権利化することが困難な企業が多いためと推測される。さらに高い研究開発力を持つが自社技術の製品化という成果に結びつけることができず、新市場への開拓に至らないところも見受けられる。このような現状を、如何にして改善していくかが今後の課題となる。

また、東北地域の主要企業の多くが、電気機械や輸送用機器等の大手メーカーの系列会社や子会社であり、現状では、それらの企業が東北地域の産業財産権活動の主流を占めているため産業

財産権活動は難しいことから、このような企業に対する支援の在り方を、今後どうしていくかも課題である。

(2) 産業財産権に対する認識の課題

産業財産権に対する基本的知識やノウハウの少ない中小企業も依然多く、自社の事業には産業財産権は直接関わりがないとする企業や、ある程度の関心はあるが活動に踏み出すきっかけがないとする企業がまだまだ多い現状である。

活動への意欲がある企業であっても、多くの企業が研究開発部門を持たず親会社や取引先からの委託開発を手掛ける中で、開発した技術が無断で使用されたり、親会社や取引先の意向で権利化や権利の行使ができない状況も考えられる。このような場合に備えて、共同開発時の秘密保持契約や開発成果の権利帰属のあり方等について、適切な契約関係を結べる体制を構築する必要がある。

また、大企業との取引や他社から特許を侵害したとの警告を受ける等の経験から、自社の保有する技術については、極力権利化することが重要であるとの認識を持つようになった企業も多い。

(3) 知財による地域イノベーションの課題

東北地域の知的財産支援に携わる国、地方公共団体、産業団体等の諸機関が広範な知見・リソースを総動員させ、それぞれの置かれている立場において主体性を持ち、知的財産支援策と産業振興策との有機的連携を行うことが必要である。

現在、全国的に展開されている戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）や、ものづくり・商業・サービス革新補助金（ものづくり補助金）に参画する企業等においても、独自に知財戦略を策定し、知的財産の活用による産業競争力の強化が重要である。

地域の産業は、第一次産業から第三次産業まで多様な業種で構成され、特許権を活かして地域の産業活性化に結び付けていくためには、製造業のみではなく産業横断的な取組が必要である。また、研究開発から商品化、さらには販売まで含めた対応も必要であり、出口戦略を踏まえた知的財産施策の検討が必要である。

(4) 経営者層の意識改革への課題

中小・ベンチャー企業の産業財産権活動の支援方策が整備・拡充されているものの、そうした制度の認識が十分なされていないために、制度を有効に利用できていない企業が数多く存在する。産業財産権の有効性についての意識を高めるとともに、そうした制度の認知度を高めるため、様々な手段による情報提供の取組が必要である。

多くの中小企業では、権利を取得してまで守るべき高度な技術を持ち合わせていないノウハウ部分まで権利化してしまう場合が多い。そうした企業に対して、必要な技術を権利化することで事業機会を拡大できること、逆に、権利化をすることで他社に技術を利用され事業機会が奪われることもあるなど、具体的な事例を通して啓発していくことが有効であると思われる。

知的財産を巡る環境変化に対応するため、経営者及び知財担当役員の知財研修や、経営者同士の横のつながりの強化を図るためのフォーラム開催等も有効である。また、経営者の指導の下、

知財担当部署と企画や開発部署との連携など、企業における知財戦略の高度化が必要となる。

(5) 地域知財支援人材の育成とネットワーク形成の課題

地域内には、知財総合支援窓口やよろず支援拠点をはじめとする中小・ベンチャー企業を支援する中小企業支援センター等の産業支援機関、公設試験研究機関、大学の知的財産本部に加え、商工会議所、工業会等の業界団体が独自に産業振興をねらい設置した機関等により、これまでも相当数の助成制度、セミナー・講習会等が開催されてきた。それぞれが独自開催することによる弊害の一つとして、内容や時期の重複によりニーズを分散することとなり、実質的な選択範囲を狭め期待される効果を相殺する結果となっている場合も多く見受けられる。

この状況を改善する一つの方策として、東北地域における知的財産に係る機関のネットワークを構築することにより、県域、組織を越えて効率的かつ広範な支援の集中実施を可能とする他、弁理士、弁護士、中小企業診断士及び公認会計士等の支援人材のヒューマンネットワークを整備することが重要である。

また、知的財産関連支援機関、中小企業支援機関と企業により近い金融機関等が一体となり、可能な限り合理的にリスクを最小限に押さえ、製品化、事業化へ導く体制を構築することも重要である。

なお、知的財産に係る産業は、東北地域においても製造業のみではないことから、農林水産業、流通販売、サービス業を含む周辺産業、さらには観光業等の広い業種・業界をも支援ネットワークに組み入れ機能強化を図る必要がある。

(6) 活用を重視した知財サイクルの課題

既存の支援施策の活用を促進するために周知を強化する。また、地方公共団体や各種支援機関が相互に連携をとりながら、集中的に効率的な支援を行うことが必要である。

独立行政法人工業所有権情報・研修館、知財支援人材、地方公共団体、各種支援機関及び産業団体等との更なる連携を図り、企業における活用事例の情報共有等により、企業内での知的財産活動の促進を図ることが必要である。

(7) 模倣品、冒認商標対策の課題

経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクが大きな問題として意識されつつあり、海外への技術情報流出防止のための取組強化が必要である。グローバル経済の中で、海外からのコピー商品の流入や、他国での侵害製品の流通などによって、事業機会が奪われるケースも少なくない。

東北地域内では、地域の地名や特産品等が中国等で商標登録され、対応に多くの時間と費用を要した冒認商標問題もあり、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の実施する支援事業の周知と活用が必要である。

第3章 東北地域知財戦略推進計画の基本方針と具体的施策

1. 基本方針

前述した第3期のレビューと課題から、東北地域知財戦略推進計画の基本方針は目新しさを求めるよりも、従来の基本方針を深耕し地道に普及啓発することが長期の視点で観れば有効であり、従来の資源投入を有効にいかす手だてになると確信する。

従って、東北地域知財戦略推進計画 2018 の基本方針を次のように定義する。

- I. 知的財産意識啓発（裾野人材を含む広範を対象）
- II. 知的財産人材育成（経営者、研究者、支援人材）
- III. 知的財産活用促進（知的財産の戦略的活用）

特許権を活用して地域の産業活性化を推進していくためには、発明が生まれ、それを権利化し、権利を経営にいかしていくといった知的創造サイクル実現の仕組みを地域でつくっていく必要がある。

東北地域知財戦略推進計画の基本方針を縦糸とすると、知的創造サイクル（創造、保護、活用）が横糸となり、縦糸と横糸が織りなす成果として、図3-1のとおり「知的財産による地域の産業振興」を目指すものとする。

<図3-1 東北地域知財戦略本部基本方針図>



2. 施策（個別）方針

3つの基本方針に基づき、個別の施策方針を以下に定義する。概要は図3-2のとおりである。

＜図3-2 東北地域知財戦略推進計画個別施策方針＞

| | | |
|-------------|-----------|-----------------------------|
| 施策方針 | 啓発 | ①成功体験の共有と蓄積 |
| | | ②「知財による、知財のための知財」から脱却 |
| | 育成 | ①経営と知財を認識しマネジメントできる人材を育成 |
| | | ②知財教育機関・支援機関の育成 |
| | 活用 | ①知財に対して製品・収益といった出口を併せ持つ知財活用 |
| | | ②身近な価値の発見、休眠特許等の広域流通 |
| | 他 | ①知的財産保護体制、冒認商標対策、模倣品対策支援 |
| | | ②地域知財インフラを最大限に活用するネットワーク構築 |

（1）知的財産意識啓発

①成功体験の共有と蓄積

企業や支援機関等においては、特許等の権利があることは知っているが、事業活動の中で、知的財産がどのように役立ち、活用されるのか具体的な方法やその理解がされていないことが多い。一方で、競合技術も視野に入れた出口戦略を見据え、知財を活用して成功している企業等は存在しているため、セミナー等を通じ、当該企業等の事例紹介を行い、その事例を蓄積することにより、活用していない企業や支援機関等への共有と意識啓発を図る。

②「知財による、知財のための知財」から脱却

特許出願件数は地域の知的財産創出の重要な指標であるが、真に必要な技術を押さえるオープン・クローズ戦略の浸透を鑑みて外国出願割合や特許取得割合、取得権利の実施状況なども考慮して、地域内の企業、大学、研究機関の知的財産活動を評価する。

わが国にとって中小企業の知的財産の活用は最重要課題の一つである。また、研究開発、特許取得の方法論を学ぶことではなく、知財に対して製品、収益という出口を常に考えることで、製品の価値を高め、ブランド力となる特許・知財を生み出せる理解も必要となる。

企業が大学の知的財産の価値を最大化して活用し、大学の研究成果が広く社会実装されるよう、大学が研究成果の実用化・事業化へ向けた展開をするに当たっては、特許出願前から企業の協力を得ることを奨励する。さらに、企業が大学と共同研究する場合は、大学の教育、研究面での役割を尊重し、大学が論文発表等に関して企業の販売戦略などの意向に配慮すべきであることを周知する。

（2）知的財産人材育成

①経営と知財を認識しマネジメントできる人材を育成

企業や研究機関に、知的財産ポートフォリオの考えを導入する。さらに知財と経営が密接に結びついている認識を持つよう「知財経営」のセミナーを実施する。

大学等において創出される発明等から何かを見出し、ビジネスモデルを作ってイノベーションに結びつけることができるようになるためには、知的財産に対する的確な目利きが必要である。そのため、大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員などの専門家を活用しつつ、それぞれの専門性を踏まえて、創造性をはぐくむ教育の充実やものづくり人材の育成を図る。

②知財教育機関・支援機関の育成

学校教育や少年少女発明クラブなど、独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ活動を充実させるべく、学校教育における知財教育を充実させる。

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び大学を対象とした知的財産に関する研修やセミナーを日本弁理士会の知的財産教育教材を活用して開催し、知財に関する知識を高める機会を増やす。

(3) 知的財産活用促進

①知財に対して製品・収益といった出口を併せ持つ知財活用

技術的価値を事業的・経済的価値に変換することが、本来、イノベーション創出の主たる目的であり、地域経済の発展に繋がることである。また、知的創造サイクルにおける創造・保護・活用の全ての段階において、パテントポートフォリオなど競合技術も視野に入れた出口戦略を見据えた棲み分けや成長性の判断や対応が必要である。

知的財産人材のニーズは、従来の権利取得を主眼とした人材のみならず、最近のグローバル化、オープンイノベーションの進展に伴い、目利き人材、国際面も含めた知的財産交渉人材、さらにはそのような知的財産人材育成のための人材等であり、それらの育成と他分野の専門家との連携が重要となってきた。

その中で基本となるのは、出口戦略を見据えた知的財産の活用であり、市場や販路を踏まえて研究開発を見ることが重要であるため、そのような人材の育成と他分野の専門家との連携を着実に進めていく必要がある。また、中小企業が研究開発能力や量産体制不足のために研究成果を最大限活用できず、委託研究や製造委託をする際には、知的財産を含めた企業間アライアンスに関する支援を行う。

②身近な価値の発見、休眠特許等の広域流通

特許出願と産業集積からみた特徴を踏まえて、強みを活かし、かつ弱みを克服していく方向で特許関連施策を検討する。ただし、特許関連施策を地域の産業活性化に結び付けていくためには、特許権のみならず商標権等の産業財産権はもとより、見えざる資産としての知的資産も活用しながら、地域経営の観点から取組んでいくことが不可欠である。

地方公共団体、観光協会等の関係機関・団体との連携の下、生産者団体等の組合による地域団体商標及び地理的表示（GI）の取得、取得後の活用及びブランド管理を支援する。

特許発明の流通促進のため、例えば、第三者への実施許諾に対するインセンティブを与えるための施策等を検討する。一方、知的財産流通の活性化に伴い、パテント・コントロール等の不適切な権利行使に対する対応の必要性についても検討する。

県又は研究開発独立行政法人が保有し、一定期間未利用となっている特許については、産学官連携フェアの技術交流や低廉な価格でライセンスを行うなどしてその活用促進に努める。

(4) その他

①知的財産保護体制、冒認商標対策、模倣品対策支援

今日の経済活動において、知識が生み出す付加価値の重要性は、以前にも増して格段に高まっており、「知識経済」という新たな環境の下で、技術革新や生産性の向上を図り、そこから生み出された成果を経済成長の糧とするため、知的財産として適切に保護する必要がある。

そのため、知的財産の権利化による保護に加え、ノウハウとして保護するための支援体制を整備する他、権利侵害、模倣品への対応に関する正確な情報提供を行うとともに、知財に関する意識の啓発を行う。

②地域知財インフラを最大限に活用するネットワーク構築

東北地域における知的財産に関係する知財総合支援窓口を中心としたネットワーク構築により、組織を越えた効率的かつ広範な支援の集中実施を可能とするべく関係機関で連携を強化する。さらに弁理士、弁護士、中小企業診断士、公認会計士等の支援人材のヒューマンネットワークを整備し、東北地域全体で力を合わせた地域連携支援を行うことにより、支援力でトップクラスを目指す。

なお、知的財産に関係する産業は、東北地域においても製造業のみではないことから、農林水産業、流通販売、サービス業を含む周辺産業、観光業にも及ぶ広い業種、業界を支援ネットワークに組み入れ、機能強化を図る必要がある。

一方、企業の知的財産担当者が事業部門や研究開発部門との連携を図るために必要な知識を習得できるよう、研修、セミナー、人事ローテーション、OJTを充実させたりするなど、知的財産専門人材の最新知識習得や知的財産以外の周辺領域に係る能力強化を支援する。

3. 具体的施策

個別の施策方針に沿って、有効な具体的施策を以下に例示する。本施策を着実に実施して、東北地域における産業振興を図っていくものとする。概要は図3-3のとおりである。

＜図 3-3 東北地域知財戦略推進計画具体的施策例＞

| 基本方針 施策視点 | 意識啓発 | 人材育成 | 活用促進 | その他 |
|--------------|-----------|----------------------|--------------------|---------|
| 創造 | ・三位一体経営 | ・活動人材育成 ・支援人材育成 | ・地域資源発掘 ・デザイン | ・窓口機能連携 |
| 保護 | | ・マネジメント支援 | ・ブランド戦略 | ・模倣冒認対策 |
| 活用 | ・知財見える化 | ・知財経営評価 | ・地域団体商標 ・地理的表示 | |
| その他 | ・ネットワーク構築 | ・制度普及継続 ・ネットワーク形成 | ・産学連携支援 ・知財流通支援 | ・知財情報発信 |

（１）意識啓発

①経営者への知的財産意識（三位一体）啓発施策例

特許等を数多く保有することは取引先へのPRにつながるが、事業に必要な技術の権利を保有することが経営上、有効的といえる。このため、事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担うチームを構成する人材を育成すべく、より幅広い知識や経験を身に付けることができる研修等に対する支援を行う。

企業自身がどういう知的財産を持ち、その知財をどう使えば経営に戦略的に役立つのかを知ることは重要である。そのため、企業の経営者・経営幹部が知財を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略に組み込むことができるよう、企業経営者を対象としたセミナーや事例紹介を通じて啓発活動を行っていく。

②知的財産の見える化支援施策例

中小・ベンチャー企業では自社の保有する知的財産、知的資産に気付かない企業も多い。それは知財に関する無関心の表れとも言える。そこで、知財戦略の支援例として、知財を「見える化」する活動、つまり知財ビジネス評価書や特許マップ等の作成を支援する活動を組み入れる。

また、知財ビジネス評価書等を積極的に活用することにより、自社の知財の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図るとともに、株主・投資家、顧客、金融機関等に対する必要な知財関連情報の開示の在り方について検討を行い、企業の成長性の理解を図る。

③中小企業向け知的財産経営意識啓発・ネットワーク構築支援施策例

知財を活かした経営を目指す中小企業を複数集め、知財で成功した企業経営者との交流会を開催する。さらに、交流会には、知財コンサルタント（弁護士・弁理士等）や地域の支援機関も出席し、知財相談を身近にできるよう意識改革を行う。

また、交流会により専門家同士のネットワーク構築が図られるよう支援していく。

(2) 人材育成

①知的財産マネジメントができる知的財産活動人材育成施策例

法律、技術、金融、販売等の専門家を中小企業に派遣することにより、中小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援することにより自立的な知財活動人材の育成を図る。

地域中小企業の知的財産活用人材育成のため、企業経営者を対象とした「知財経営セミナー」を実施する。併せて、経営指導促進の観点から、プロジェクトマネージャー等の中小企業支援人材も対象とすることにより、双方の理解を深め、また、知財総合支援窓口とよらず支援拠点をはじめとした専門家等のネットワークを形成することで、知的財産関連支援と中小企業関連支援の一体的・効果的な遂行を図る。

②産業財産権に係る人材と権利の取得・活用に係るマネジメント支援施策例

中小企業が産業財産活動に取り組む上で課題となるのが、産業財産権を扱う自社専門人材の不足と、権利の取得と活用の問題である。

模倣品対策や他社製品と差別化をする際に、十分な知識を持つ人材とのネットワーク、権利の有用性を見極め、産業財産権を効率的にマネジメントする能力が必要とされる。また、産業財産権を活用した製品の競争力をより強固なものにするためには、周辺技術を含む形での権利化など戦略的な対応が求められる。そのような対応を可能にする専門人材の外部からの登用支援や、産業財産権制度等の高度な専門教育の支援も検討する必要がある。

支援体制を地域に充実させるとともに産学官の連携を強化することにより、研究開発力やマネジメント力の不足を補う体制の構築も、合わせて進めていく。

③知財教育機関と支援機関での育成施策例

独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）の行う研修・講習の周知や日本弁理士会が実施する「知財広め隊」などに参加することにより、知的財産に対する理解を深めることを推進する。また、日本弁理士会と自治体や高専等との連携協定に基づき、知財に関する講習会やセミナーの開催を推進し、人材育成を図る。

④知的財産支援人材の育成とネットワーク形成施策例

東北地域では、知的財産権制度説明会や知的財産権セミナーなどの人材育成事業が行われているが、必ずしも目的に即した人材が集まっている訳ではないという指摘がある。そのため、アンケート等を基にフォローアップを適切に実施するとともに、費用対効果を高めていくことが求められている。

一方、「下請けからの脱却」が大きな課題となっている東北地域にあっては、意欲ある中小企業に対して知財面でも支援しつつ育成していくことが求められている。しかし、中小企業の知財活動は、経営者が自ら行っている場合や、技術者の兼務の場合が多く、知財に関する悩みを持ちながら気軽に相談する機会が乏しいものと考えられる。

各県の商工団体や工業会などと連携して、製造業以外の幅広い業種を含めた「知財」に関する

交流会を開催する。なお、意識啓発と同様に、知財コンサルタントや地域の支援機関とのネットワークを形成する。

⑤金融機関への知的資産経営評価の普及施策例

金融機関が地域内中小企業の資金調達に際し、中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとして、「知財ビジネス評価書」の作成を普及させる。また、金融機関が企業評価の際に重視している事業性評価・成長性を明確化し、企業価値の向上を図る。

特許庁が実施する「中小企業知的財産金融促進事業」における金融機関職員向け「知的財産活用のおすすめ」の周知を図る。

(3) 活用促進

①知財活用のための取組強化施策例

特定市場を創造していこうとする企業や、既存市場で新事業を立ち上げる企業などを対象に、製品の優位性を保持できる期間が存在することを踏まえて、知財の創造段階での先行技術調査の実施、親企業や大学等との共同研究の際の知財の取扱いに関する契約手続きの支援、営業秘密の保護のための指導、市場拡大のためのライセンス契約手続き・生産委託の際の技術漏洩防止策等のアライアンス支援等を行う。また、中小企業の研究開発や量産体制など経営資源の不足への対応として、大学等、公設試験研究機関又は同業他社との業務委託により補完して事業展開を図ろうとする際には、知的財産の取扱いが戦略的に活用できるよう、アライアンスを含め、総合的な支援を行っていく。

②農林水産業の知的財産支援及び地域資源（地域ブランド）活用施策例

既存の事業として、産地の生産者、加工業者、流通業者が一体となって、地域資源を活用した付加価値の高い食品分野、農林水産資源が持つ機能や遺伝子を活かした医療・健康分野への展開を行ってきたことから、引き続き研究開発から商品化・販売に至るまで知的財産を効果的に用いるよう連携して行く。

研究開発テーマについては、生産設備・機械の開発による経営効率化、生産の過程で出た廃棄物処理技術の開発による環境配慮、原材料の加工技術の開発による高付加価値化、トレーサビリティ向上のための技術開発による安全・安心の確立等が考えられることから、こうした取組に関わる技術をノウハウや特許権で保護を行う。

商品化・販売面では、生産・加工技術の特許やノウハウで保護し、地域団体商標及び地理的表示（GI）により周知性の向上と品質の管理を確保しつつ、生産者目線、消費者目線を踏まえたブランド戦略を策定したうえで、長い目で支援を行う。

また、地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの地域における組織間の連携、及び知財政策担当者と中小企業施策、農林水産施策など各施策担当者間との連携を強化しながら、農商工連携、6次産業化等における知財意識向上、模倣品・海賊版対策、海外における我が国の地名等に係る商標問題への対応等の知財関連施策を着実に進行。

さらに、広域な取組である三陸地域水産加工業等振興推進協議会の「三陸ブランド」に対し、

適切な支援を図る。

③地域資源デザイン活用施策例

高い技術や確かな品質を備えた商材を提供する企業等は存在するものの、デザインによる商材の差別化・高付加価値化を意識し、実践できている企業等は希少であり、商材の魅力をより強く内外に発信するためには、モノの形状やパッケージ等におけるデザインの創造・活用が非常に有効である。また、創造されたデザイン等を知的財産として認識し、権利として保護することも、デザインを活用していく上で重要である。

このため、企業とデザイナーの理解を深めるための支援や一般向けの周知を図るための支援を行う。

④オープンイノベーション時代の知的財産流通施策例

総合的な支援機能を有する地域の支援拠点と知財支援人材との連携を図り、コーディネーターによる企業の課題把握や中小企業向けの特許流通事業を強化し、その成果を事業化につなげていく。また、中小企業や大学等、公設試験研究機関が保有する特許技術シーズの流通のため、産学官連携フェアなどを活用した技術交流を通じ、大学等、公設試験研究機関、中小企業を対象とした特許流通の機会の提供を強化する。

(4) その他

①模倣品対策、冒認商標対策に関する支援施策例

地域ブランド等の農産物を中心とした海外における模倣品の増加が予想されることから、知的財産の保護の必要がある。しかしながら、仮に模倣品が出回っても基本的に知財の保護は、業界あるいは企業の自己責任とすることが多く、中小企業にとっては死活問題になっている。

このため、東北地域内で模倣品情報を交換、監視につなげるネットワークが必要である。さらに工業製品についても、侵害に巻き込まれないようにするためには、各企業が調査機能をもって事前に同じ商品や同じ製法による商品がないかを調べるべきだが、中小企業単独の場合、そうした調査機能を持っていないことが多い。

また、中国・台湾において、我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでいる。これにより、現地において我が国の企業等のビジネス展開に支障が生ずるリスクが増加している。このような事態に対処するため、特許庁やジェトロ等の支援施策を自治体・地域企業等関係者への情報提供を行うとともに、中小企業海外侵害対策支援事業や外国出願補助金を活用した模倣品の調査、早期の商標登録及び取消請求等の中小企業海外展開支援施策の利用を促す取組を行う。

②地域の中小企業支援体制における窓口機能の連携施策例

数多くの中小企業相談窓口では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権に関する一般的な相談を行っている。

一方で、知財総合支援窓口が整備され、産業財産権の相談に加え、ビジネスの相談も充実して

きていることから、相互に連携を図り、地域の中小企業支援体制の充実に取り組む。

特に、I N P I Tや各県を中心とした支援策を企業の成長フェーズに合わせて、案内ができるよう支援機関どうしの相互理解を深めることや、セミナー開催の日程・テーマ設定に工夫をするなど、支援対象者のニーズを踏まえた連携に取り組む。

③東北地域知的財産関連情報発信施策例

ネットワークの情報発信源として、東北地域知財戦略本部のホームページを設置しており、各支援機関等のポータルサイトとしての機能を持つと共に、制度改正情報やトピックス、セミナー等の開催案内、各県における知的財産関連イベント他、東北地域知財戦略本部の事業実施状況、成果等のオリジナルコンテンツを含む情報を発信している。

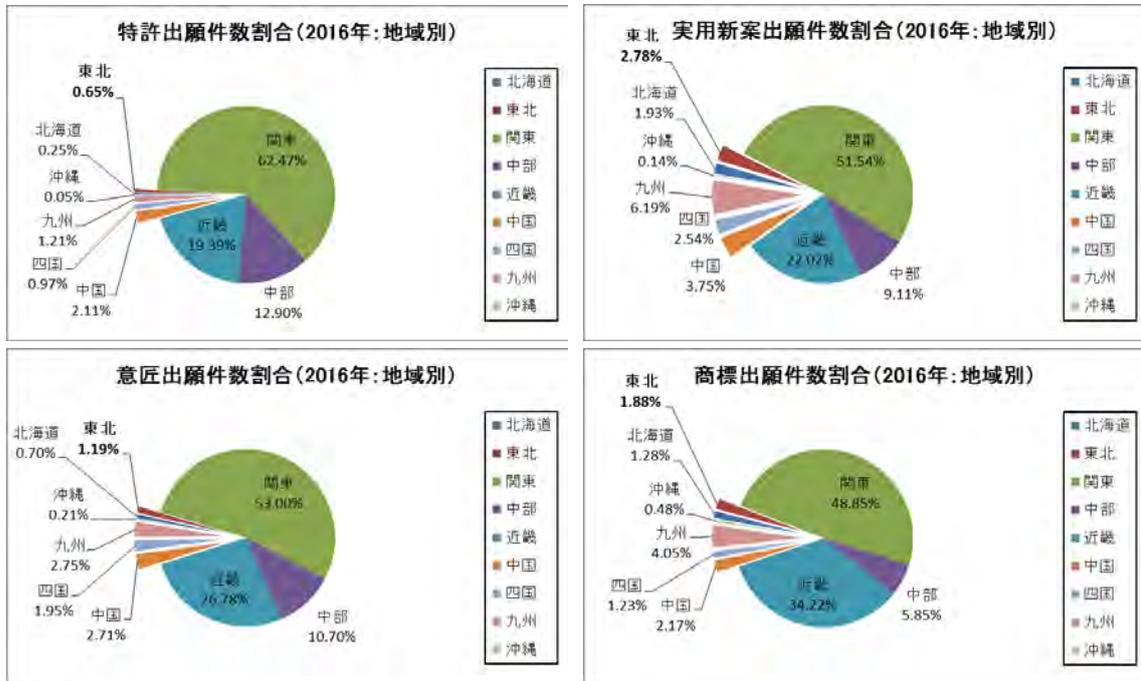
特許庁においても「知財ポータル」や「知財金融ポータル」などにより知財活動企業の情報提供は行われているが、東北管内における情報発信源として引き続き紹介・PRに当たる。

以上

【参考資料－1】

1. 出願状況と出荷額

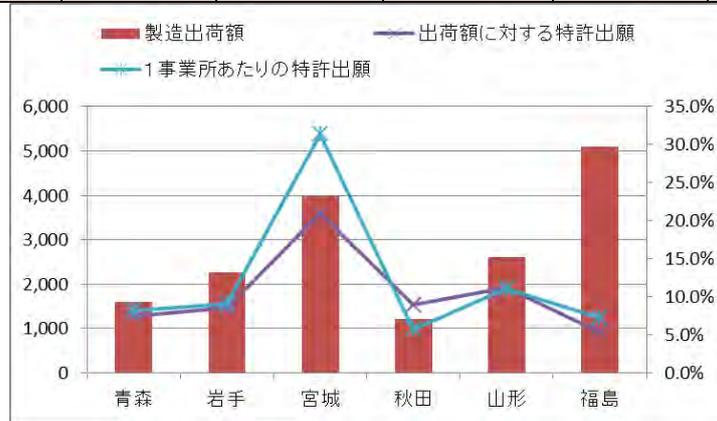
(1) 産業財産権出願状況 (2016年)



(2) 特許出願件数と製造出荷額

＜表 1-1 特許出願件数と製造出荷額 (平成 26 年度) ＞

| | 特許出願 (件) | 製造出荷額 (10 億円) | 事業所数 (4 人以上) | 出荷額に 対する 特許出願 | 1 事業所あ たりの 特許出願 |
|------|-------------|------------------|-----------------|---------------------|-----------------------|
| 青森 | 119 | 1,595 | 1,449 | 7.5% | 8.2% |
| 岩手 | 194 | 2,271 | 2,130 | 8.5% | 9.1% |
| 宮城 | 831 | 3,972 | 2,647 | 20.9% | 31.4% |
| 秋田 | 108 | 1,215 | 1,897 | 8.9% | 5.7% |
| 山形 | 291 | 2,608 | 2,634 | 11.2% | 11.0% |
| 福島 | 273 | 5,099 | 3,798 | 5.4% | 7.2% |
| 東北合計 | 1,816 | 16,760 | 14,555 | 10.8% | 12.5% |



(3) 東北地域の経済指標

<表1-2 東北地域の経済指標>

| | 合計 | 各県構成比 | | | | | | 対全国比 | 資料(出典) |
|---|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------------------|
| | | 青森 | 岩手 | 宮城 | 秋田 | 山形 | 福島 | | |
| 総面積<Km ² > (2016. 10. 1 現在) | 66, 947 | 14. 4% | 22. 8% | 10. 9% | 17. 4% | 13. 9% | 20. 6% | 17. 7% | 「全国都道府市区町村別面積調査」 (国土地理院) |
| 総人口<千人> (2015. 10. 1 現在) | 8, 983 | 14. 6% | 14. 2% | 26. 0% | 11. 4% | 12. 5% | 21. 3% | 7. 1% | 「国勢調査」 (総務省) |
| 世帯数<千世帯> (2015. 10. 1 現在) | 3, 467 | - | - | - | - | - | - | - | 「国勢調査」 (総務省) |
| 域内総生産<億円> (2014 年度) | 325, 838 | 13. 6% | 14. 3% | 27. 3% | 10. 6% | 11. 5% | 22. 7% | 6. 3% | 「県民経済計算」 (内閣府) |
| 内訳 | 第一次産業 | 7, 344 | - | - | - | - | - | - | |
| | 第二次産業 | 88, 881 | - | - | - | - | - | - | |
| | 第三次産業 | 227, 998 | - | - | - | - | - | - | |
| 市町村数 (2017. 4. 1 現在) | 77 市 | - | - | - | - | - | - | - | 「都道府県別市区町村数」 (総務省) |
| | 116 町 | - | - | - | - | - | - | - | |
| | 34 村 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 一人当たりの所得 <千円>(2014 年度) | 2, 681 | - | - | - | - | - | - | - | 「県民経済計算」 (内閣府) |
| 事業所数<所> (2016. 7. 1 現在) | 416, 513 | - | - | - | - | - | - | - | 「経済センサス-基礎調査確報」 (総務省、経済産業省) |
| 従業者数<千人> (2016. 6. 1 現在) | 3, 752 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 製造品出荷額等 <億円>(2014 年、従業者 4 人以上) | 167, 600 | 9. 5% | 13. 5% | 23. 7% | 7. 2% | 15. 6% | 30. 4% | 5. 5% | 「工業統計表」 (概要版) (経済産業省) |
| 小売販売額<億円> (2013 年) | 89, 828 | 13. 7% | 13. 9% | 26. 3% | 11. 7% | 12. 7% | 21. 6% | 7. 4% | 「商業統計確報」 (経済産業省) |
| 卸売業販売額<億円> (2013 年) | 155, 455 | 11. 3% | 10. 3% | 49. 4% | 6. 6% | 7. 8% | 14. 5% | 4. 4% | |

2. 産業財産権出願・登録等推移

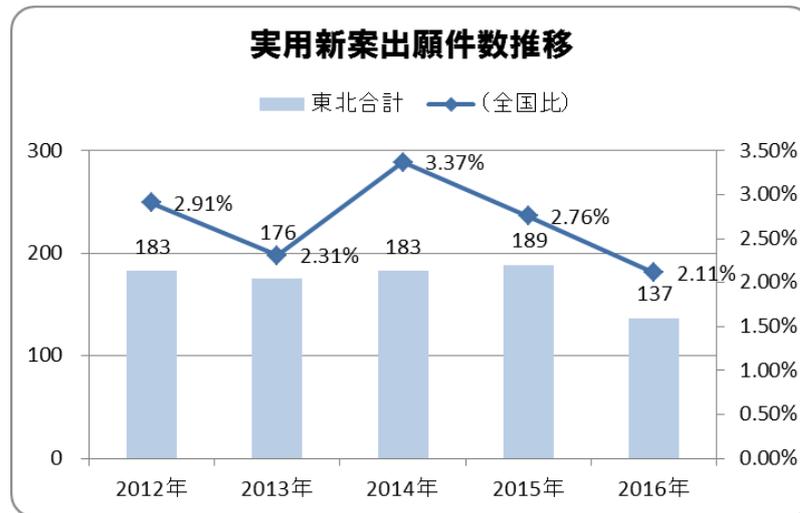
<表 2-1 特許出願件数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 青森 | 127 | 124 | 119 | 136 | 145 | 651 |
| 岩手 | 197 | 156 | 194 | 146 | 142 | 835 |
| 宮城 | 738 | 764 | 831 | 805 | 732 | 3,870 |
| 秋田 | 110 | 106 | 108 | 106 | 132 | 562 |
| 山形 | 201 | 305 | 291 | 274 | 257 | 1,328 |
| 福島 | 268 | 247 | 273 | 252 | 282 | 1,322 |
| 東北合計 | 1,641 | 1,702 | 1,816 | 1,719 | 1,690 | 8,568 |
| (全国比) | 0.57% | 0.63% | 0.68% | 0.66% | 0.65% | 0.64% |
| 全国合計 | 287,013 | 271,731 | 265,959 | 258,839 | 260,244 | 1,343,786 |



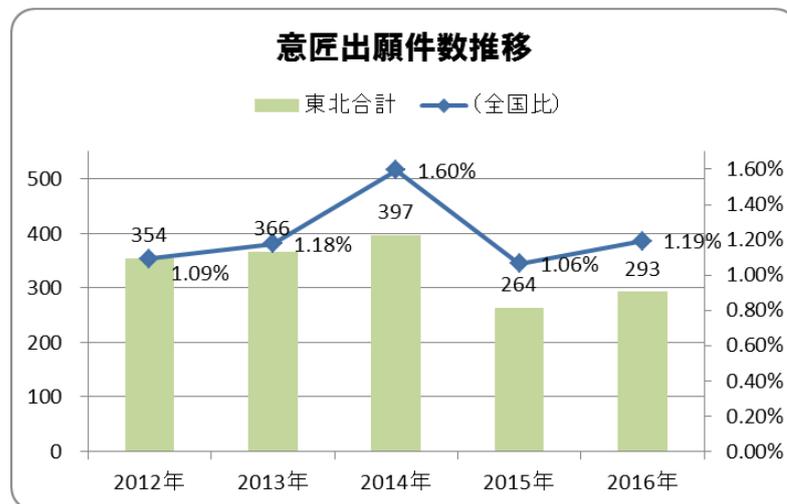
<表 2-2 実用新案出願件数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 青森 | 13 | 12 | 21 | 15 | 8 | 69 |
| 岩手 | 12 | 11 | 18 | 19 | 8 | 68 |
| 宮城 | 62 | 44 | 49 | 69 | 52 | 276 |
| 秋田 | 31 | 32 | 27 | 35 | 27 | 152 |
| 山形 | 21 | 22 | 28 | 24 | 14 | 109 |
| 福島 | 44 | 55 | 40 | 27 | 28 | 194 |
| 東北合計 | 183 | 176 | 183 | 189 | 137 | 868 |
| (全国比) | 2.91% | 2.31% | 3.37% | 2.76% | 2.11% | 2.66% |
| 全国合計 | 6,292 | 7,622 | 5,429 | 6,860 | 6,480 | 32,683 |



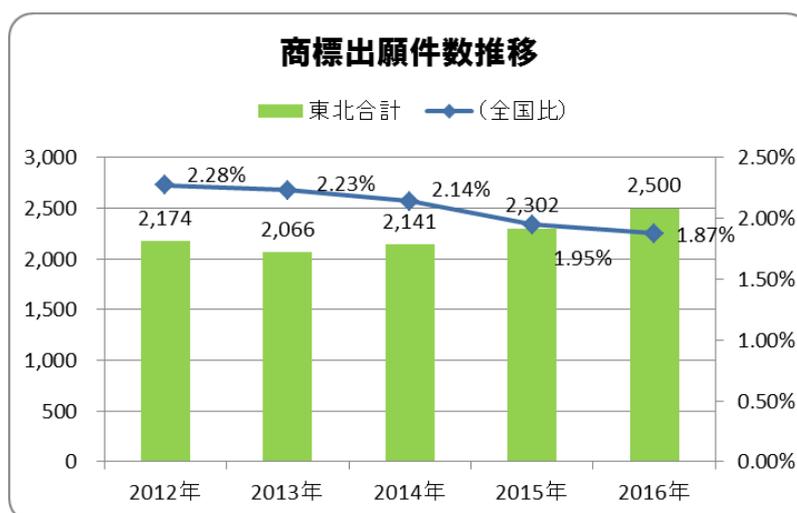
＜表 2-3 意匠出願件数推移＞

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 青森 | 44 | 39 | 65 | 29 | 43 | 220 |
| 岩手 | 42 | 29 | 31 | 24 | 23 | 149 |
| 宮城 | 142 | 177 | 162 | 137 | 109 | 727 |
| 秋田 | 12 | 13 | 16 | 15 | 16 | 72 |
| 山形 | 67 | 58 | 53 | 42 | 65 | 285 |
| 福島 | 47 | 50 | 70 | 17 | 37 | 221 |
| 東北合計 | 354 | 366 | 397 | 264 | 293 | 1,674 |
| (全国比) | 1.09% | 1.18% | 1.60% | 1.06% | 1.190% | 1.22% |
| 全国合計 | 32,391 | 31,125 | 24,868 | 24,804 | 24,543 | 137,731 |



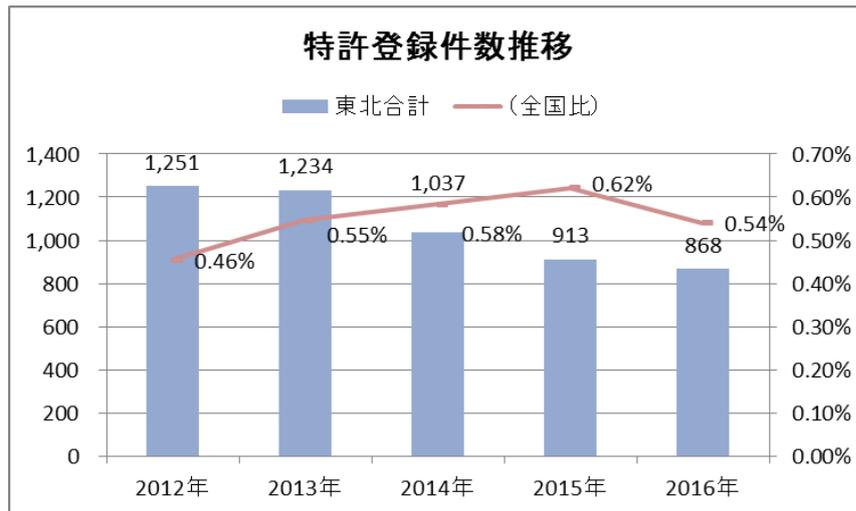
<表 2-4 商標出願件数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 青森 | 257 | 227 | 237 | 272 | 299 | 1,292 |
| 岩手 | 269 | 282 | 296 | 329 | 340 | 1,516 |
| 宮城 | 670 | 614 | 703 | 709 | 777 | 3,473 |
| 秋田 | 192 | 197 | 200 | 249 | 241 | 1,079 |
| 山形 | 322 | 299 | 288 | 323 | 376 | 1,608 |
| 福島 | 464 | 447 | 417 | 420 | 467 | 2,215 |
| 東北合計 | 2,174 | 2,066 | 2,141 | 2,302 | 2,500 | 11,183 |
| (全国比) | 2.28% | 2.23% | 2.14% | 1.95% | 1.87% | 2.07% |
| 全国合計 | 95,548 | 92,495 | 100,053 | 117,960 | 133,337 | 539,393 |



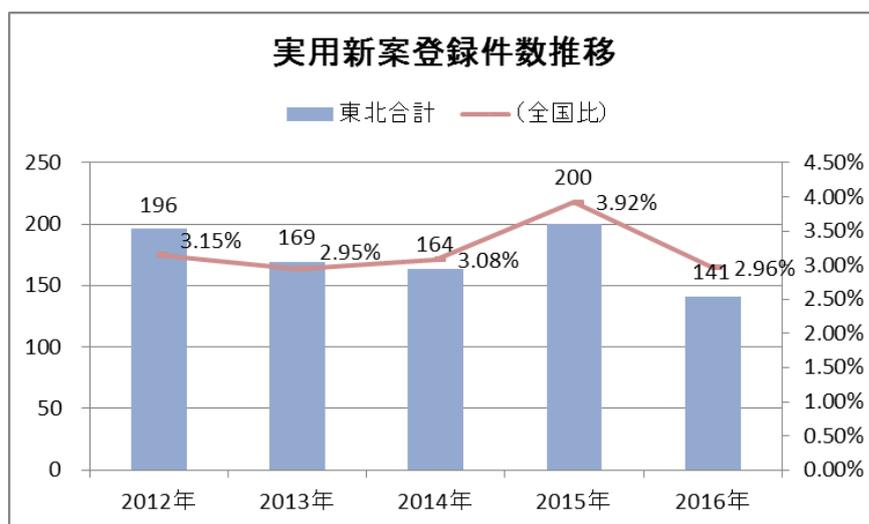
<表 2-5 特許登録件数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青森 | 78 | 67 | 65 | 56 | 49 | 315 |
| 岩手 | 130 | 152 | 125 | 62 | 77 | 546 |
| 宮城 | 601 | 557 | 474 | 415 | 351 | 2,398 |
| 秋田 | 105 | 84 | 53 | 70 | 48 | 360 |
| 山形 | 123 | 172 | 161 | 169 | 151 | 776 |
| 福島 | 214 | 202 | 159 | 141 | 192 | 908 |
| 東北合計 | 1,251 | 1,234 | 1,037 | 913 | 868 | 5,303 |
| (全国比) | 0.46% | 0.55% | 0.58% | 0.62% | 0.54% | 0.54% |
| 全国合計 | 274,791 | 225,571 | 177,750 | 146,749 | 160,643 | 985,504 |



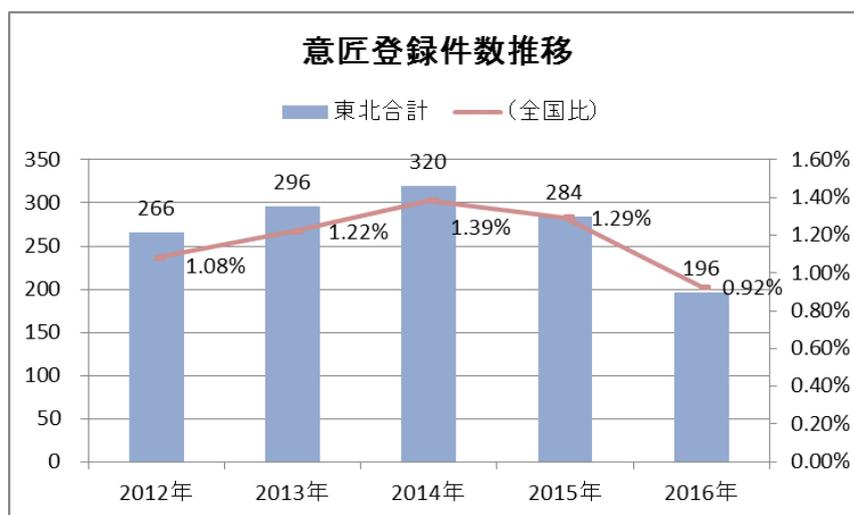
＜表 2-6 実用新案登録件数推移＞

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 青森 | 14 | 9 | 18 | 20 | 8 | 69 |
| 岩手 | 14 | 12 | 18 | 18 | 10 | 72 |
| 宮城 | 63 | 47 | 42 | 66 | 56 | 274 |
| 秋田 | 39 | 30 | 24 | 43 | 27 | 163 |
| 山形 | 20 | 22 | 23 | 24 | 13 | 102 |
| 福島 | 46 | 49 | 39 | 29 | 27 | 190 |
| 東北合計 | 196 | 169 | 164 | 200 | 141 | 870 |
| (全国比) | 3.15% | 2.95% | 3.08% | 3.92% | 2.96% | 3.21% |
| 全国合計 | 6,221 | 5,738 | 5,322 | 5,098 | 4,756 | 27,135 |



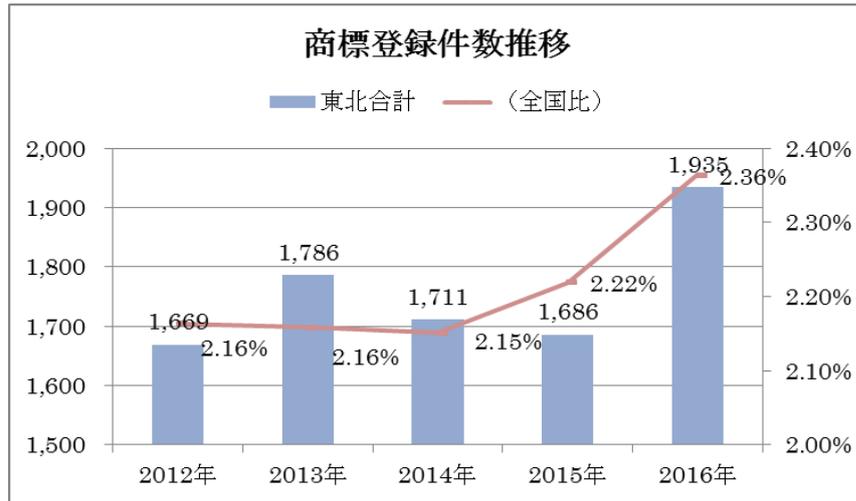
<表 2-7 意匠登録件数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 青森 | 32 | 27 | 40 | 30 | 26 | 155 |
| 岩手 | 37 | 19 | 37 | 19 | 17 | 129 |
| 宮城 | 116 | 132 | 141 | 138 | 75 | 602 |
| 秋田 | 6 | 11 | 8 | 18 | 14 | 57 |
| 山形 | 34 | 65 | 45 | 34 | 41 | 219 |
| 福島 | 41 | 42 | 49 | 45 | 23 | 200 |
| 東北合計 | 266 | 296 | 320 | 284 | 196 | 1,362 |
| (全国比) | 1.08% | 1.22% | 1.39% | 1.29% | 0.92% | 1.18% |
| 全国合計 | 24,610 | 24,272 | 23,092 | 21,950 | 21,206 | 115,130 |



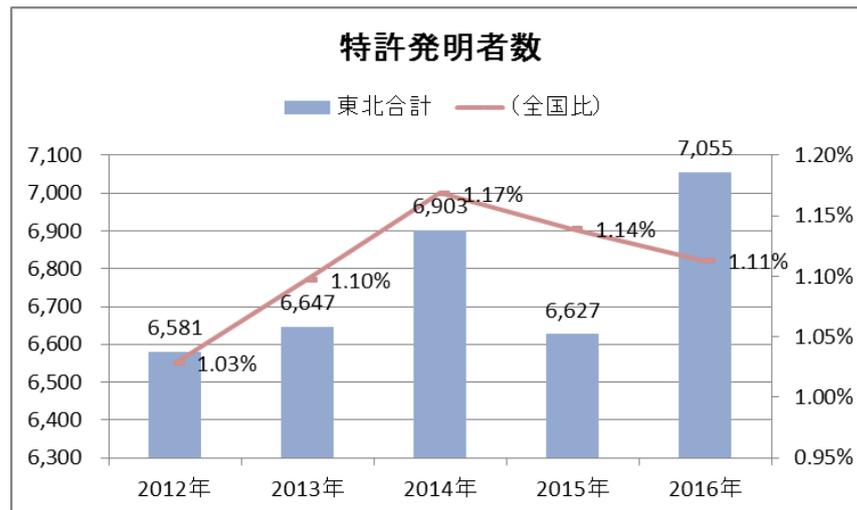
<表 2-8 商標登録件数推移 >

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 青森 | 184 | 198 | 189 | 180 | 222 | 973 |
| 岩手 | 215 | 243 | 257 | 236 | 277 | 1,228 |
| 宮城 | 481 | 534 | 526 | 557 | 570 | 2,668 |
| 秋田 | 177 | 140 | 164 | 169 | 177 | 827 |
| 山形 | 234 | 260 | 241 | 216 | 319 | 1,270 |
| 福島 | 378 | 411 | 334 | 328 | 370 | 1,821 |
| 東北合計 | 1,669 | 1,786 | 1,711 | 1,686 | 1,935 | 8,787 |
| (全国比) | 2.16% | 2.16% | 2.15% | 2.22% | 2.36% | 2.21% |
| 全国合計 | 77,129 | 82,736 | 79,562 | 75,965 | 81,838 | 397,230 |



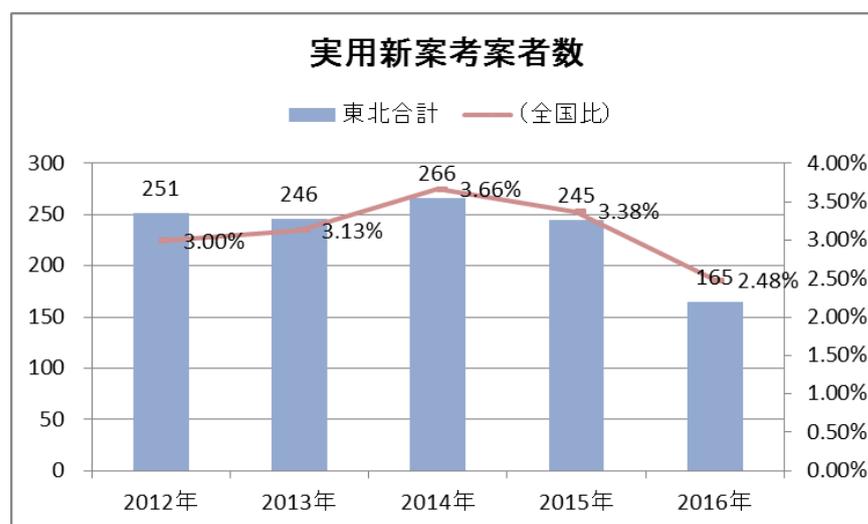
＜表 2-9 特許発明者数＞

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 青森 | 337 | 436 | 420 | 405 | 492 | 2,090 |
| 岩手 | 464 | 498 | 540 | 388 | 427 | 2,317 |
| 宮城 | 3,218 | 2,957 | 2,925 | 2,876 | 3,102 | 15,078 |
| 秋田 | 506 | 585 | 634 | 637 | 566 | 2,928 |
| 山形 | 796 | 967 | 1,043 | 1,039 | 1,086 | 4,931 |
| 福島 | 1,260 | 1,204 | 1,341 | 1,282 | 1,382 | 6,469 |
| 東北合計 | 6,581 | 6,647 | 6,903 | 6,627 | 7,055 | 33,813 |
| 全国比 | 1.03% | 1.10% | 1.17% | 1.14% | 1.11% | 1.11% |
| 全国合計 | 639,867 | 605,795 | 590,698 | 581,711 | 633,917 | 3,051,988 |



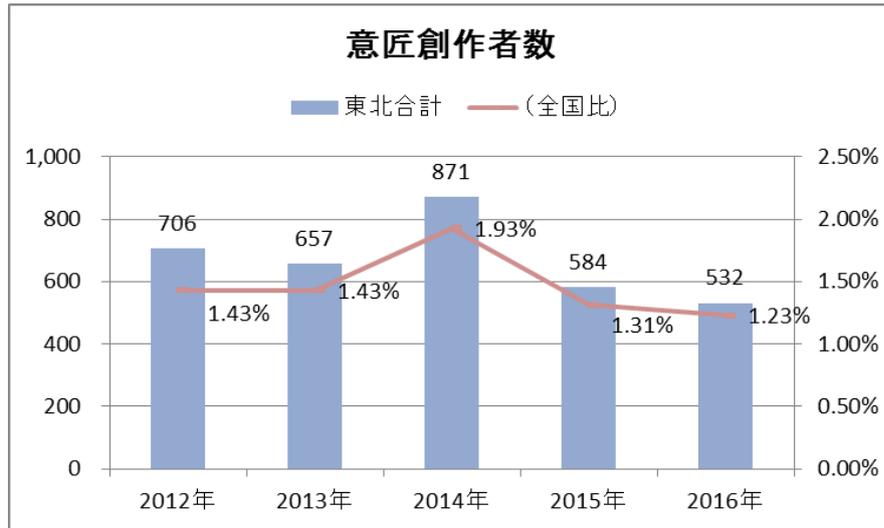
<表 2-10 実用新案考案者数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 青森 | 11 | 14 | 27 | 15 | 11 | 78 |
| 岩手 | 22 | 19 | 19 | 23 | 11 | 94 |
| 宮城 | 82 | 67 | 81 | 108 | 64 | 402 |
| 秋田 | 40 | 40 | 31 | 42 | 29 | 182 |
| 山形 | 30 | 40 | 40 | 29 | 16 | 155 |
| 福島 | 66 | 66 | 68 | 28 | 34 | 262 |
| 東北合計 | 251 | 246 | 266 | 245 | 165 | 1,173 |
| (全国比) | 3.00% | 3.13% | 3.66% | 3.38% | 2.48% | 3.14% |
| 全国合計 | 8,373 | 7,855 | 7,258 | 7,259 | 6,650 | 37,395 |



<表 2-11 意匠創作者数推移>

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 5年間計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 青森 | 66 | 52 | 47 | 33 | 51 | 249 |
| 岩手 | 83 | 53 | 73 | 38 | 38 | 285 |
| 宮城 | 278 | 323 | 316 | 292 | 219 | 1,428 |
| 秋田 | 17 | 28 | 59 | 39 | 30 | 173 |
| 山形 | 146 | 116 | 219 | 122 | 128 | 731 |
| 福島 | 116 | 85 | 157 | 60 | 66 | 484 |
| 東北合計 | 706 | 657 | 871 | 584 | 532 | 3,350 |
| (全国比) | 1.43% | 1.43% | 1.93% | 1.31% | 1.23% | 1.47% |
| 全国合計 | 49,361 | 45,849 | 45,201 | 44,498 | 43,293 | 228,202 |



<表 2-12 東北地域の地域団体商標登録状況 2017年8月28日時点>

| 県別 | 産品別出願/登録内訳 | | | | | | | | 合計 |
|------|------------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|
| | 農水産 | 加工食品 | 菓子 | 麺類 | 酒類 | 工業製品 | 温泉 | その他 | |
| 青森 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 岩手 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 宮城 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 秋田 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| 山形 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 10 |
| 福島 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 7 |
| 東北地域 | 28 | 7 | 1 | 3 | 0 | 8 | 1 | 0 | 48 |
| 全国 | 219 | 82 | 12 | 13 | 29 | 245 | 44 | 22 | 433 |
| 全国比 | 12.8% | 8.5% | 8.3% | 23.1% | 0.0% | 3.3% | 2.3% | 0.0% | 11.1% |

【参考資料－3】

3. セミナー事業実績

<表 3-1 知的財産権制度説明会（初心者向け）実績>

| | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 合 計 |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 青 森 | 開催地 | 青森 | 青森 | 青森 | 青森 | 青森 | |
| | 参加者数 | 49 | 40 | 47 | 25 | 52 | 213 |
| 岩 手 | 開催地 | 盛岡 | 盛岡 | 盛岡 | 盛岡 | 盛岡 | |
| | 参加者数 | 96 | 92 | 61 | 80 | 86 | 415 |
| 宮 城 | 開催地 | 仙台 | 仙台 | 仙台 | 仙台 | 仙台 | |
| | 参加者数 | 97 | 128 | 130 | 121 | 113 | 589 |
| 秋 田 | 開催地 | 秋田 | 秋田 | 秋田 | 秋田 | 秋田 | |
| | 参加者数 | 56 | 50 | 35 | 37 | 55 | 233 |
| 山 形 | 開催地 | 山形 | 山形 | 山形 | 米沢 | 米沢 | |
| | 参加者数 | 51 | 63 | 64 | 52 | 62 | 292 |
| 福 島 | 開催地 | 郡山 | 郡山 | 郡山 | 福島 | 福島 | |
| | 参加者数 | 54 | 83 | 74 | 77 | 108 | 396 |
| 合 計 | 開催地 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 30 |
| | 参加者数 | 403 | 456 | 411 | 392 | 476 | 2,138 |

<表 3-2 知的財産権制度説明会（実務者向け）実績>

| | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 | 合 計 |
|-----|------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 青 森 | 開催日数 | | | | | | |
| | 参加者数 | | | | | | |
| 岩 手 | 開催日数 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 4 |
| | 参加者数 | 36 | 39 | 40 | 30 | | 145 |
| 宮 城 | 開催日数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 15 |
| | 参加者数 | 191 | 167 | 273 | 197 | 149 | 977 |
| 秋 田 | 開催日数 | | | | | | |
| | 参加者数 | | | | | | |
| 山 形 | 開催日数 | | | | | | |
| | 参加者数 | | | | | | |
| 福 島 | 開催日数 | | | | | 1 | 1 |
| | 参加者数 | | | | | 25 | 25 |
| 合 計 | 開催日数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 20 |
| | 参加者数 | 227 | 206 | 313 | 227 | 174 | 1,147 |

【参考資料－４】

４．東北地域知的財産インフラ状況等統計資料

本資料は、既存資料を活用して知財支援インフラとしての大学・高専研究者、公設試験研究機関研究者等の人数、弁理士及び弁理士事務所数を整理する。

４-1. 大学、高等専門学校

はじめに東北地域の知財支援インフラの調査対象とする大学、高専等の機関を整理する。なお、文科系大学もコンテンツや著作物等を扱うため対象とした。

東北地域の大学等の研究ポテンシャルを精査するため、大学研究者数、東北の国立大学における競争的資金の獲得状況、産学連携の状況、特許に関する指標を整理する。

(１) 大学、高等専門学校数

東北地域内には大学が、国立大学 7 校、公立大学 11 校、私立大学 32 校、高専 6 校、計 56 校ある。

<表 4-1 知財支援インフラ対象機関（大学）>

| | 国立大学 | 公立大学 | 私立大学 | 高専 |
|-----|------|------|------|----|
| 青 森 | 1 | 2 | 7 | 1 |
| 岩 手 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 宮 城 | 2 | 1 | 11 | 1 |
| 秋 田 | 1 | 3 | 3 | 1 |
| 山 形 | 1 | 2 | 3 | 1 |
| 福 島 | 1 | 2 | 5 | 1 |
| 東北計 | 7 | 11 | 32 | 6 |

(資料：文部科学省ホームページ「学校基本調査28年度確報」より作成。)

(２) 産学連携の状況

東北地域の国立大学における産学連携状況を表 4-2 に示す。東北大学が東北地域の他大学を大きく上回る共同・受託研究の実施件数および受入額を獲得していることがわかる。

<表 4-2 東北地域の国立大学における産学連携状況>

| 大学名 | 研究者数 | 共同研究 | 共同研究 受入額 | 受託研究 | 受託研究 受入額 |
|--------|-------|-------|-------------|-------|-------------|
| | (人) | (件) | (千円) | (件) | (千円) |
| 弘前大学 | 882 | 63 | 57,310 | 89 | 627,288 |
| 岩手大学 | 470 | 196 | 176,354 | 65 | 437,927 |
| 東北大学 | 4,004 | 1,012 | 4,039,745 | 731 | 12,962,573 |
| 宮城教育大学 | 0 | 0 | 0 | 1 | 416 |
| 秋田大学 | 619 | 77 | 83,786 | 113 | 530,844 |
| 山形大学 | 1,139 | 367 | 982,469 | 275 | 1,443,858 |
| 福島大学 | 283 | 26 | 36,616 | 40 | 215,693 |
| 東北計 | 7,397 | 1,741 | 5,376,280 | 1,314 | 16,218,599 |

(資料) 文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況」より作成

<表 4-3 国立大学における産学連携状況の地域別比較 (金額：千円)>

| 地域名 | 東北 | 中国 | 九州 | 全国 |
|------------|------------|-----------|------------|-------------|
| 対象機関数 | 7 | 5 | 10 | 88 |
| 研究者数 (人) | 7,397 | 6,631 | 10,498 | 86,215 |
| (全国比) | 8.58% | 7.69% | 12.18% | 100% |
| 共同・受託研究件数 | 3,055 | 2,077 | 3,821 | 32,087 |
| (全国比) | 9.52% | 6.47% | 11.91% | 100% |
| 共同・受託研究受入額 | 21,594,879 | 8,045,380 | 22,018,422 | 220,231,362 |
| (全国比) | 9.81% | 3.65% | 10.00% | 100% |

(資料) 文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況」より作成

(3) 特許

東北地域の国立大学の知的財産関連の活動状況を表 4-4 に示す。東北大学が特許出願件数、特許実施許諾件数共に東北地域の他大学を大きく上回る。実施許諾中の特許件数では、福島大学が、保有している特許に対し、許諾中のものが多いことがわかる。

<表 4-4 東北地域の国立大学における特許関係実績>

| 大学名 | 特許出願件数 (件) | 特許権 実施等件数 (件) | 実施料収入 (千円) | 特許保有件数 (件) | 実施許諾中 特許件数 (件) |
|--------|---------------|---------------------|---------------|---------------|-------------------|
| 弘前大学 | 40 | 18 | 1,185 | 110 | 0 |
| 岩手大学 | 30 | 52 | 3,038 | 204 | 47 |
| 東北大学 | 381 | 454 | 66,363 | 2,466 | 259 |
| 宮城教育大学 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 秋田大学 | 31 | 17 | 653 | 155 | 15 |
| 山形大学 | 76 | 13 | 0 | 50 | 12 |
| 福島大学 | 15 | 64 | 444 | 46 | 30 |

(資料) 文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況 特許関係実績」より作成

<表 4-5 国立大学における特許関係実績の地域別比較 (金額：千円)>

| 地域名 | 東北 | 中国 | 九州 | 全国 |
|-----------|--------|--------|---------|-----------|
| 特許出願件数 | 574 | 418 | 778 | 3,304 |
| (全国比) | 9.11% | 6.63% | 12.34% | 100% |
| 特許権実施等件数 | 618 | 499 | 697 | 9,633 |
| (全国比) | 6.42% | 5.18% | 7.24% | 100% |
| 実施料収入 | 71,683 | 83,363 | 202,182 | 2,084,999 |
| (全国比) | 3.44% | 4.00% | 9.70% | 100% |
| 実施許諾中特許件数 | 363 | 308 | 383 | 4,659 |
| (全国比) | 7.79% | 6.61% | 8.22% | 100% |

(資料) 文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況 特許関係実績」より作成

4-2. 公的施設の研究機関

科学技術研究調査（平成27年度実績）「都道府県別研究関係従業者数，内部使用研究費，受入研究費及び外部支出研究費（公営の施設）（総務省統計局）」のデータを元に、公営の施設数、研究者を整理した。研究者については、補助員や職員を除いた数である。

（1）公営の研究機関数

東北地域内には、農林水産系も含め、50 機関程度の公設試験研究機関がある。

<表 4-6 知財支援インフラ対象機関（公設試）>

| | 公設試 | 研究員数 |
|-----|-----|-------|
| 青 森 | 5 | 50 |
| 岩 手 | 6 | 158 |
| 宮 城 | 11 | 201 |
| 秋 田 | 9 | 217 |
| 山 形 | 10 | 174 |
| 福 島 | 8 | 219 |
| 東北計 | 49 | 1,019 |

（資料）（資料）総務省統計局ホームページ「科学技術研究調査平成28年（平成27年度実績）」より作成

（2）公営の研究機関研究者数

公営の研究機関研究者数は、対象機関数が、東北地域 49 機関、中国地域 31 機関、九州地域 56 機関に対し、研究者は、1,019 人、869 人、1,604 人である。東北地域は、研究者数が全国と比して少なくないが、中国や九州地域と比較して 1 機関あたりの研究者の数が少ない。

<表 4-7 公営の研究機関研究者数地域別比較>

| 地域名 | 東北 | 中国 | 九州 | 全国 |
|----------------|--------|-------|--------|-------|
| 対象機関数 | 49 | 31 | 56 | 385 |
| 研究者数（人） | 1,019 | 869 | 1,604 | 9,792 |
| 1 機関あたり研究者数（人） | 20.80 | 28.03 | 28.64 | 25.43 |
| 研究者数全国比 | 10.41% | 8.87% | 16.38% | 100% |

（資料）総務省統計局ホームページ「科学技術研究調査平成28年（平成27年度実績）」より作成

4-3. 弁理士数・弁理士事務所数の動向

（1）登録弁理士数

2017 年末現在の東北地域の登録弁理士数は、56 名であり、全国の約 0.51%と少ない。県別では宮城県と福島県で 60%を占め、秋田県が 8 名と続き、岩手県が最も少ない状況である。

<表 4-8 登録弁理士数（県別）>

| | 登録弁理士 | 事務所総数 | 主事務所 | 備 考 |
|-----|-------|-------|------|-----|
| 青 森 | 6 | 10 | 7 | |
| 岩 手 | 3 | 6 | 3 | |
| 宮 城 | 24 | 20 | 15 | |

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--|
| 秋田 | 8 | 8 | 7 | |
| 山形 | 5 | 10 | 6 | |
| 福島 | 10 | 11 | 11 | |
| 東北計 | 56 | 65 | 49 | |
| (全国比) | 0.51% | 0.48% | 0.44% | |
| 全国計 | 11,089 | 13,490 | 11,245 | |

(出典)「特許行政年次報告書 2017 年版」及び弁理士ナビより作成

(2) データ間比較

弁理士事務所数、登録弁理士数の比較を行う。東北地域は登録弁理士数と弁理士事務所数を比べると、弁理士事務所数に対して登録弁理士数の割合が少ない。また、中国、九州地域も同程度である。全国平均と比較すると東北地域は一事務所当たりが全国平均の1/2程度であり、比較的小規模の弁理士事務所が多いものと考えられる。

<表 4-9 弁理士事務所数、登録弁理士数（地域別）>

| 地域名 | 東北 | 中国 | 九州 | 全国(※) |
|----------|------|------|------|--------|
| 登録弁理士数 | 44 | 60 | 117 | 11,245 |
| 弁理士事務所数 | 34 | 45 | 80 | 4,211 |
| 弁理士／一事務所 | 1.29 | 1.33 | 1.46 | 2.67 |

(資料) 弁理士ナビ 2017 年 9 月時点で作成「主たる事務所」のある弁理士事務所数から大学・企業所属を除く。
※全国の数値は大学・企業所属を含んでいる。

4-4. 企業保有特許の状況

(1) 特許権の所有件数及び使用件数

東北地域内企業の特許権の所有件数及び使用件数を整理した。平成 22 年度から 23 年度で企業数が増加した以降は所有数と使用数共に横ばいの状況である。

<表 4-10 特許権の所有件数及び使用件数（東北地域内）>

| 年度 | 特許権 | | | |
|---------|-----|---------|-------------|--------|
| | 企業数 | 所有数 (件) | 使用のもの (含供与) | |
| | | | 件 | うち自社開発 |
| 2010 年度 | 152 | 5,868 | 2,280 | 2,091 |
| 2011 年度 | 181 | 6,687 | 2,711 | 2,263 |
| 2012 年度 | 170 | 7,910 | 2,837 | 2,616 |
| 2013 年度 | 176 | 6,970 | 2,514 | 2,388 |
| 2014 年度 | 179 | 7,057 | 2,581 | 2,409 |

(資料)「平成 27 年企業活動基本調査(東北経済産業局管内 平成 26 年度実績)(経済産業省)」より作成

以上